

平成 26 年

第 4 回定例会会議録

平成 26 年 9 月 8 日

）

平成 26 年 9 月 22 日

田 上 町 議 会

目 次

○田上町告示第22号	1
○会期日程	2
○応招議員	3
○町長提出議案一覧表	4

会期第1日 [第1号] (9月8日 (月))

○招集年月日、招集場所	7
○出席議員	7
○欠席議員	7
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	7
○本会議に職務のため出席した者の氏名	7
○開 会	8
○開 議	9
○日程第 1 会議録署名議員の指名	9
○日程第 2 会期の決定	9
○日程第 3 諸般の報告	9
○日程第 4 選挙第 3号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	15
○日程第 5 同意第 2号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任につ いて	16
○日程第 6 承認第 6号 専決処分(平成26年度田上町一般会計補正予 算(第2号))の報告について	17
○日程第 7 議案第29号 田上町長の給与の特例に関する条例の制定につ いて	18
○日程第 8 議案第30号 田上町税条例の一部改正について	18
○日程第 9 議案第31号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について	18
○日程第10 議案第32号 田上ごまどう温泉関連施設の設置及び管理に関 する条例の一部改正について	18
○日程第11 議案第33号 平成26年度田上町一般会計補正予算(第3号) 議定について	20
○日程第12 議案第34号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第1	

		号) 議定について	2 0
○日程第 1 3	認定第 1 号	平成 2 5 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定 について	2 2
○日程第 1 4	認定第 2 号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について	2 2
○日程第 1 5	認定第 3 号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決 算認定について	2 2
○日程第 1 6	認定第 4 号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定について	2 2
○日程第 1 7	認定第 5 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について	2 2
○日程第 1 8	認定第 6 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決 算認定について	2 2
○日程第 1 9	認定第 7 号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認 定について	2 2
○日程第 2 0	認定第 8 号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	2 2
○日程第 2 1	一般質問		2 8
	9 番 川 口 與志郎 君		2 8
	4 番 浅 野 一 志 君		3 8
	1 番 今 井 幸 代 君		4 2
	1 1 番 池 井 豊 君		5 0
○散 会			6 4
○議事日程			6 5

会期第 1 5 日 [第 2 号] (9 月 2 2 日 (月))

○招集年月日、招集場所	6 7
○出席議員	6 7
○欠席議員	6 7
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	6 7
○本会議に職務のため出席した者の氏名	6 7
○開 議	6 8
○日程第 1 承認第 6 号 専決処分 (平成 2 6 年度田上町一般会計補正予	

			算（第2号）の報告について……………	6 8	
○日程第 2	議案第 2 9 号	田上町長の給与の特例に関する条例の制定につ	いて ……………	6 9	
○日程第 3	議案第 3 0 号	田上町税条例の一部改正について ……………		6 9	
○日程第 4	議案第 3 1 号	田上町国民健康保険税条例の一部改正について ……		6 9	
○日程第 5	議案第 3 2 号	田上ごまどう温泉関連施設の設置及び管理に関	する条例の一部改正について ……………	6 9	
○日程第 6	議案第 3 3 号	平成 2 6 年度田上町一般会計補正予算（第 3 号）	議定について ……………	7 3	
○日程第 7	議案第 3 4 号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 1	号）議定について ……………	7 3	
○日程第 8	認定第 1 号	平成 2 5 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定	について ……………	7 6	
○日程第 9	認定第 2 号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算	認定について ……………	7 6	
○日程第 1 0	認定第 3 号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決	算認定について ……………	7 6	
○日程第 1 1	認定第 4 号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決	算認定について ……………	7 6	
○日程第 1 2	認定第 5 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出	決算認定について ……………	7 6	
○日程第 1 3	認定第 6 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決	算認定について ……………	7 6	
○日程第 1 4	認定第 7 号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認	定について ……………	7 6	
○日程第 1 5	認定第 8 号	同年度田上町水道事業会計決算認定について ……		7 6	
○日程第 1 6	請願第 5 号	「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私	立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める	意見書」の採択に関する請願について ……………	8 2
○日程第 1 7	請願第 6 号	政府による緊急の過剰米処理を求める請願につ	いて ……………	8 2	
○日程第 1 8	請願第 7 号	所得税法第 5 6 条廃止の意見書を国に上げるこ			

	とに関する請願について	8 2
○日程の追加		8 7
○追加日程第1 発委第3号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立 高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意 見書について		8 7
○日程第19 議員派遣の件について		8 8
○日程第20 閉会中の継続調査について		8 8
○閉 会		8 9
○議事日程		9 1

田上町告示第22号

平成26年第4回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年8月25日

田上町長 佐藤邦義

1. 期 日 平成26年9月8日
2. 場 所 田上町議会議場

平成26年 第4回 田上町議会（定例会）会期日程

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
9. 8 (月)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 (開議) ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・人事案件上程 (提案説明・質疑・採決) ・議案上程 (提案説明・質疑・委員会付託) ・一般質問 ・散 会
9. 9 (火)	午前 9 : 0 0		議員全員協議会
9. 1 0 (水)			議案調査
9. 1 1 (木)	午前 9 : 0 0	委 員 会	総務産経常任委員会 (付託案件審査)
9. 1 2 (金)	午前 9 : 0 0	委 員 会	社会文教常任委員会 (付託案件審査)
9. 1 3 (土)			(休 会)
9. 1 4 (日)			(休 会)
9. 1 5 (月)			(休 会) 敬老の日
9. 1 6 (火)	午前 9 : 0 0	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 1 7 (水)	午前 9 : 0 0	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 1 8 (木)	午前 9 : 0 0	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 1 9 (金)			議案調査
9. 2 0 (土)			(休 会)
9. 2 1 (日)			(休 会)
9. 2 2 (月)	午後 1 : 3 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・閉 会

応招議員（13名）

1 番	今	井	幸	代	君
2 番	椿		一	春	君
3 番	有	川	り	え子	君
4 番	浅	野	一	志	君
5 番	熊	倉	正	治	君
7 番	川	崎	昭	夫	君
8 番	松	原	良	彦	君
9 番	川	口	與	志郎	君
10 番	渡	邊	正	策	君
11 番	池	井		豊	君
12 番	関	根	一	義	君
13 番	泉	田	壽	一	君
14 番	小	池	真	一郎	君

平成26年第4回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
選挙第3号	選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
同意第2号	田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
承認第6号	専決処分（平成26年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告について
議案第29号	田上町長の給与の特例に関する条例の制定について
議案第30号	田上町税条例の一部改正について
議案第31号	田上町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第32号	田上ごまどう温泉関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第33号	平成26年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について
議案第34号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
認定第1号	平成25年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案番号	件名
認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について

第 1 号

(9 月 8 日)

平成26年田上町議会
第4回定例会会議録
(第1号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 平成26年9月8日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 今井幸代君 | 9番 | 川口與志郎君 |
| 2番 | 椿一春君 | 10番 | 渡邊正策君 |
| 3番 | 有川りえ子君 | 11番 | 池井豊君 |
| 4番 | 浅野一志君 | 12番 | 関根一義君 |
| 5番 | 熊倉正治君 | 13番 | 泉田壽一君 |
| 7番 | 川崎昭夫君 | 14番 | 小池真一郎君 |
| 8番 | 松原良彦君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 副町長 | 小日向 至 | 町民課長 | 鈴木和弘 |
| 教育長 | 丸山 敬 | 保健福祉課長 | 吉澤深雪 |
| 総務課長 | 今井 薫 | 会計管理者 | 吉澤 宏 |
| 地域整備課長 | 土田 覚 | 教育委員会
事務局長 | 福井 明 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 中野 幸作 |
| 書 記 | 渡辺 絵美子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 会

議長（渡邊正策君） 改めておはようございます。本日、平成26年第4回田上町議会の定例会が告示になっております。ただいまから開会をいたします。

ただいまの出席議員は13名、全員であります。よって、定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

佐藤町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） 改めまして皆さん、おはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、平成26年第4回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては秋の収穫時期を迎えて何かとご多用のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

今年の夏も異常気象となり、お盆を挟んで台風や集中豪雨やら各地に大きな爪跡を残し、特に広島市を中心に局地的に降った豪雨により、70人以上の尊い人命が失われました。これらの災害を教訓に、8月28日に開催された衆院の災害対策特別委員会では土砂災害防止法を改正する方針を示し、土砂災害の危険がある区域において知事が指定しやすくする方向で検討し、秋の臨時国会で改正を目指しております。また、県内でも7月に佐渡市で50年に1度の規模となる降水量を記録するなど、過去に経験したことのないような豪雨が各地で相次いでおりまして、当町においてもこれらの災害に対する対策強化を痛感しております。

一方、元気で豊かな地方の再生を公約に掲げ、5人の女性を閣僚に起用し、今月3日に発足した第2次安倍改造内閣であります。消費税10%への引き上げの是非や、原発再稼働をめぐる難しい課題を掲げながらも安倍首相は実行実現内閣として国民の負託に応じていくと決意を示されております。

さて、今定例会におきましては、私の不注意が原因で起こしました交通事故に対する道義的、政治的責任のとり方として、私の給与を減額するための条例制定をはじめといたしまして、固定資産評価審査委員の任期満了に伴います人事案件が1件と、去る7月9日に発生しました集中豪雨に伴う災害関連予算の専決処分の1件、地方税法等の一部改正が行われたことに伴います町の税条例及び国民健康保険税条例の一部改正や指定管理者の導入に伴うごまどう温泉関連施設に関する条例の一部

改正をお願いしております。

また、平成26年度の一般会計及び介護保険特別会計の関係では、急を要する経費の補正予算2件及び平成25年度の一般会計及び各特別会計の決算認定についての8件についての全部で16議案を提案いたしましたものです。今議会は、決算議会ということもありまして、内容からいたしましても長期になろうと存じますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

午前9時06分 開 議

議長（渡邊正策君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（渡邊正策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により

2番 椿 一 春 議員

3番 有 川 りえ子 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（渡邊正策君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日8日から22日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日8日から22日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（渡邊正策君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査結果の報告書の5月、6月、7月分並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による田上町教育に関する事務の点検及び評価報告書が提出されております。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらん願います。

次に、本日までに受理した請願は、「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願、政府による緊急の過剰米処理を求める請願、所得税法第56条廃止の意見書を国に上げることに係る請願の計3件であります。この請願については、会議規則第91条及び第92条第1項の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

次に、本日までに受理した陳情は、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情の1件であります。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらん願います。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員の出席を求めています。

以上で議長報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査について委員長からの報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） おはようございます。総務産経常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

委員会は、7月30日、産業振興課における農地中間管理機構の関係、それと総務課における平成26年度の少子化対策についての内容、それとその他の件で地域整備課での7月の8、9の豪雨の対応状況、それと総務課における土砂災害に係る町の対応について、それぞれ説明なり報告を受けました。

それで、最初に農地中間管理機構の関係でございますが、昭和45年に農地法の改正で創設された農地保有合理化事業が新たな制度に生まれ変わったということで、昨年12月13日に農地中間管理推進法、それと農業の構造改革を推進するための農

業経営基盤強化促進法等の一部が改正されたということで、それぞれ農地の有効利用、それと経営の合理化あるいは担い手への農地の集積、集約を進めるということでしたが、この農地中間管理事業を適正に行うということで、都道府県に1つだけ知事が指定をして設置される組織ということで、新潟県のほうは新潟県農林公社が指定をされたということでした。

それで、農地保有合理化の中核である農地売買事業のうち、農地を借り入れて担い手に貸し付ける事業は新たに制定された法律により農地中間管理事業として、また農地を買い入れ売り渡す事業は基盤法という農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法という中で位置づけられたということで、この事業の中では農地の出し手に対する支援では国における予算が253億円ということで、このうち新潟県では11億円が想定されているというような説明がございました。

その中では、地域に対する支援、地域集積協力金あるいは経営転換、リタイアする場合の支援、経営転換協力金というような制度があるということでした。町における取り組み状況では、県農林公社との委託契約を5月の26日に知事承認を受けたということで、町と農林公社は15項目の内容のうち、町では10項目、JA、農協さんでは9項目、項目がダブっている分もございしますが、そういった形で委託契約をしたという報告がございました。農地を借りたいという方の応募を7月5日まで行った結果、27件の応募があったということで、農林公社のホームページを見ますと、最終的には28件になっていたようではありますが、そのような状況であるという報告がありました。

質疑では、出し手に対する単価はどうかというような質問がございましたが、町が調整をし、話し合いになるというような説明でありました。それと、担い手、認定農業者のことだと思いますが、どのようになっているのかという質問では、70代から20代までで、79人認定農業者がいるということで、平均年齢は60歳程度ということでした。面倒な課題ではあるかと思いますが、若手の育成が重要ではないかというような指摘もございました。

以上が農地中間管理機構の関係でございますが、あと少子化対策では、それぞれ6月定例会で補正もございましたので、事業の確認をするという意味で調査を行いました。この中で明らかになったことは、町の単独事業で出会いサポート事業、これを11月ごろに加茂市で開催をしたいということで、今後「きずな」あるいはホームページ、チラシ、地域情報紙に掲載をして、PRをしていきたいというような説明がございました。

それと、新婚子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給、これも既に周知はしているということですが、10月か11月ごろにさらに周知をしていきたいというような説明もございました。

次に、その他の件で、今回専決処分にも載っておりますが、7月の8日、9日の豪雨の対応状況ということでございましたが、降雨の状況は7月の8日の22時から7月の9日の13時、降り始めからということでございますが、一番降っているところで下水道の終末処理場で121ミリというような報告がございました。人的、家屋、土砂崩れ等の被害はなかったということでございますが、道路冠水で国道で5カ所あるいは町道で通行止めが原ヶ崎で2カ所、あと上吉田、坂田、川船河北、清水沢1区で各1カ所というようなことで、応急作業では道路が11カ所、河川、水路が5カ所というような説明がございました。

それと、最後に、土砂災害に対する町の対応ということでございましたが、広島での大きい災害もあったわけでありまして、町では3段階に分けて警報等が発令されれば対応していくということで、注意レベルということで一番軽い部分では前ぶれ注意情報発令がされた段階では緊急エリアメール、登録メールあるいは町全体ではございませんので、関係区長に電話連絡で避難の準備や今後の情報に注意するよう周知をするというような対応をとりたいということでございますし、あと警戒レベル、これは今後2時間以内に災害発生の危険性が予想される状況という場合にも土砂災害警戒情報が発令された場合は避難勧告の発令ということで、災害対策本部の設置や避難所は保健センターに設置をしたいという説明がございました。危険レベル、災害発生の危険性が非常に高い状況の場合は避難指示の発令という3段階にわたって対応していきたいという説明がございました。

以上が所管事務調査の報告でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 川崎昭夫君登壇）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 改めましておはようございます。社会文教常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

調査は、8月5日火曜日午前9時から行いました。実施したのは、町も（仮称）生涯学習センターの建設計画があり、建設は数年後となると思いますが、9月、10月ごろに建設概要の説明があることから、町にふさわしい施設を建設してもらいたいため、2つの道の駅及び新潟市黒崎市民会館を視察いたしました。

最初に、燕市の道の駅国上ですが、道の駅はほとんど国道沿いにありますが、この国上は数少ない県道沿いにある施設であります。寺泊と新潟を結ぶ広域幹線道路であり、弥彦、岩室といった観光地を訪れる観光客の車やバスの交通量が多く、施設概要は農水産省補助の国上健康森の公園、ふれあい交流センター、国上地区農村環境改善センターがあります。一般財源でのふれあいパークてまりの湯等がありますが、これらは登録は平成14年8月、登録面積は2万8,630平方メートルで、施設管理は指定管理者制度を導入しております。

次に、見附市の道の駅パティオにいがたですが、この施設は平成16年の水害により刈谷田川の河川改修により発生した用地を地域の防災及び交流の拠点として基盤整備が進められている中で道の駅を整備し、交通情報の提供や休憩施設のほか、地元の地域振興施設を一体的に整備し、市内外から気楽に立ち寄れる観光交流施設を目的にした施設だそうです。平成25年8月に開設、鉄筋平家建てで、主な施設は交流休憩施設、農産物等販売施設、農家レストラン80席、防災展示施設等で、その他ウッドデッキ、太陽光パネル20キロワット、蓄電池72キロワットアワー等が設備されております。ちなみに、総事業費9億9,900万円で、うち建設費が9億8,000万円で、財源は社会資本整備総合交付金で、補助率が55%だそうです。設備購入費は、8,300万円は県農林水産部補助金で50%だそうです。運営方法は、この施設も平成25年7月に指定管理者制度が決定、運営されております。参考までですが、災害が発生した場合、この販売商品は全部全て提供されるそうです。

最後に、新潟市黒崎市民会館を視察いたしました。この会館は、黒崎地区住民の生涯学習活動や文化活動の自立を図る拠点施設として、新潟市と黒崎町との合併建設計画に基づいて設置された施設であります。施設は、文化施設機能と公民館機能をあわせ持った施設ですが、構造は鉄筋コンクリート3階建てです。竣工は平成18年の3月、事業は約22億円で、施設は1階は学習室、保育室、プレールーム、ホールは300席用意されるそうです。2階は多目的ホール、講習室、和室等があり、3階は美術工作室、調理実習室、音楽室がありました。

以上、3カ所の視察でしたが、視察終了後庁舎に戻り、保健福祉課から平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた行動計画の概要、基本的な方針、考え方等を新型インフルエンザ等対策行動計画についての説明を受けました。

以上で終わります。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。川崎委員長、ご苦労さまでした。

以上で所管事務調査の報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、加茂市・田上町消防衛生組合議会の報告を求めます。

(1番 今井幸代君登壇)

1番(今井幸代君) それでは、平成26年度加茂市・田上町消防衛生組合議会7月臨時会議会の報告をいたします。

お手元にお配りいたしました報告のとおり、平成26年7月30日10時より加茂市役所にて行われました。今回、審議された案件は、前監査委員の皆川忠志氏の失職による監査委員の選任1件のみでございます。監査委員には当町の川崎昭夫議員が選任をされました。

以上でございます。

議長(渡邊正策君) 報告が終わりました。今井議員、ご苦労さまでした。

次に、三条地域水道用水供給企業団議会の報告を求めます。

(5番 熊倉正治君登壇)

5番(熊倉正治君) 三条地域水道用水供給企業団の第2回定例会の報告を行います。

期日は、7月28日、企業団事務所において行われました。今回は、平成25年度の企業団水道用水供給事業会計決算認定の1件だけでございましたが、結果は特に質疑もなく、全会一致で認定はされました。

また、三条市では4月に市議会議員の選挙が行われまして、企業団議員8名おられますが、全員かわったということで、議席の指定や議長選挙が行われております。それで、議長には三条市の武石議員が選任をされました。

以上でございます。

議長(渡邊正策君) 報告が終わりました。熊倉議員、ご苦労さまでした。

次に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

(7番 川崎昭夫君登壇)

7番(川崎昭夫君) 続きまして、新潟県後期高齢者医療広域連合議会8月定例会議の報告をいたします。

定例会は9月1日、新潟市の新潟自治会館で開かれました。議事日程及び議案内容は、皆さんに配付されているとおりでございます。

まず、議案ですが、第8号 平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定ですが、内容は一般管理費、人件費です。歳入決算は、11億8,818万3,000円、歳出額は11億394万2,000円で、差し引き額は8,424万1,000円でした。この

差額は、平成26年度に繰り越して、共通経費負担金の減額により精算されるという説明でありました。

次に、第9号 平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出認定です。これは、全県の保険給付費です。額は非常に大きく、歳入決算は2,528億8,900万3,000円でした。歳出は、2,484億6,289万円で、差し引き額は44億2,611万3,000円でした。差し引き額から国、県負担金等の精算額36億2,868万3,000円を除くと、実質繰越額は7億9,743万円となる説明がありました。

それから、第10号ですが、平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。歳入歳出とも36億7,789万3,000円を追加するものであり、これは平成25年度保険給付費の実績に基づく各種負担金等の精算による経費を補正するものであるという説明がありました。

採決に当たりましては、3議案とも議案どおり認定、可決されました。

議案が終わってから、1名の一般質問がありました。また、当日追加議案11号が提出されて、これは副広域連合長の選任についてでありましたが、これは同意されました。内容は、聖籠町の渡邊町長の再任です。

以上で報告終わります。

議長（渡邊正策君） 報告が終わりました。川崎議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 選挙第3号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議長（渡邊正策君） 日程第4、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決しました。

お諮りいたします。指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決し

ました。

それでは、氏名を申し上げます。選挙管理委員会委員には、坂上俊雄さん、鶴巻洋子さん、田代登さん、高橋正一さん、補充員には佐藤芳英さん、山本文一郎さん、小林強さん、吉田勲さん、以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました選挙管理委員会委員及び補充員をそれぞれ当選人と決しました。

お諮りいたします。ただいま当選されました補充員の補充の順序については、ただいま議長が指名いたしました順序にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、補充員の補充の順序はただいま議長が指名いたしました順序とすることに決しました。

暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。

午前9時34分 休憩

午前9時35分 再開

議長(渡邊正策君) 再開いたします。

日程第5 同意第2号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長(渡邊正策君) 日程第5、同意第2号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長（佐藤邦義君） ただいま上程になりました同意第2号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現在その任に当たっておられます田上町大字原ヶ崎新田1171番地の1、早津紳也氏が本年9月29日をもって3年の任期が満了しますことから、引き続き委員に再任したいので、議会の同意を求めるものであります。

なお、早津紳也氏におかれましては、田上町固定資産評価審査委員会の委員を6期18年務めていただいております。

なお、参考資料として早津氏の略歴をお手元に配付いたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、全員のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略して採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決することに決しました。

これより同意第2号の採決を行います。

この採決は起立採決といたします。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議長（渡邊正策君） 起立全員であります。よって、同意第2号は原案どおり同意することに決しました。

日程第6 承認第6号 専決処分（平成26年度田上町一般会計補正予算（第2号））
の報告について

議長（渡邊正策君） 日程第6、承認第6号を議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま上程になりました承認第6号 専決処分（平成26年度田上町一般会計補正予算（第2号）の報告につきましては、歳入歳出それぞれ834万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,322万円といたしたものであります。

その内容は、7月9日に発生しました集中豪雨に伴う災害関連予算を13款に災害復旧費を新設し、関係予算の追加をお願いするものであります。

なお、これらの経緯につきましては早期に実施する必要があるため、7月9日付けでやむなく専決処分いたしたものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、所管の総務産経常任委員会に付託いたします。

日程第 7 議案第 29号 田上町長の給与の特例に関する条例の制定について

日程第 8 議案第 30号 田上町税条例の一部改正について

日程第 9 議案第 31号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 10 議案第 32号 田上ごまどう温泉関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長（渡邊正策君） 日程第7、議案第29号から日程第10、議案第32号までの4案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました4議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第29号 田上町長の給与の特例に関する条例の制定につきましては、去る6月2日に私の不注意が原因で起こしました交通事故に対する責任のとり方の一つとして処分が確定してから改めてそれら処分の内容を説明申し上げ、私なりの責任をとりたい旨、6月議会をお願いしてまいりましたが、8月5日付けで三条簡易裁判所から略式命令と起訴状の写しが届きました。その内容は、事故発生の日時、場所等を直ちに警察署へ報告する義務を怠ったため、道路交通法72条及び119条に該当し、罰金3万円に処するとするものであります。

法律による処分は以上のようなものでありますが、この事故により町の名誉を傷つけ、町民の皆様多大な迷惑をおかけしたことに對する道義的、政治的責任のとり方の一つとして私の給料の20%を3カ月間減額するため、田上町長の給与の特例に関する条例を定めるものでありますが、決して給料を減額すれば私の責任が済むとは思っておりません。今後4年間の任期期間中、常にこの事故を戒めとして田上町発展のために誠心誠意努力をいたします。

次に、議案第30号 田上町税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正が行われたことにより、田上町税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容につきましては、法人町民税における法人税割の税率の引き下げ、公的年金から徴収する個人町民税の特別徴収について算定方法等の改正、平成27年度以降の年度分の軽自動車税について、その区分に応じて現行の約1.5倍、または約1.25倍に引き上げるものであります。

次に、議案第31号 田上町国民健康保険税条例の一部改正につきましても、議案第30号同様、地方税法等の一部改正が行われたことにより、田上町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容につきましては、金融所得課税の一体化等の見直しに伴うものであります。

次に、議案第32号 田上ごまどう温泉関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、指定管理者制度の導入、利用料金の改定、温泉スタンドの変更に伴う改正であります。同施設は、平成27年1月1日から指定管理者制度を導入する予定ですが、制度導入に伴い必要となる条項の追加及び改正であります。料金改定につきましては、指定管理者からも提案を受けておりますが、慢性的な収入不足を解消し、町の大切な財産としての品質と魅力的な観光要素としてのサービスを維持していくため、受益者負担の原則にのっとり、利用料金の見直しを行うものであります。

温泉スタンドにつきましては、飲用許可を受けているため、常時流出している必要がありますが、源泉井戸の水圧低下により流出量が極端に減少したため、平成26年5月より利用を中止している状態です。同施設は、湯っ多里館完成までの間、自噴する温泉を有効活用する目的で設置されたもので、現在は湯っ多里館入り口にポンプにより配湯する飲泉口も整備されていることから、利用者の安全を第一に考えるとともに、源泉保護の観点も含めて同施設を廃止し、新たに湯っ多里館入り口の飲泉口を温泉スタンドとして規定するものであります。

以上、4議案につきまして一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの4案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております4案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第33号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について

日程第12 議案第34号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について

議長（渡邊正策君） 日程第11、議案第33号及び日程第12、議案第34号の2案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明を申し上げます。

はじめに、議案第33号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,122万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ45億9,444万2,000円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、歳入では地方交付税におきまして普通交付税における単位費用の引き上げや地域の元気創造事業費の新設などによる増額、国庫支出金におきましては、社会保障・税番号制度システム補助金を追加する一方で、国の平成25年度補正予算成立に伴い、社会資本整備総合交付金の減額など、県支出金におきましては農地法の改正による農地基本台帳システムの改正に係る補助金などを追加するものであります。繰入金におきましては、平成25年度の介護保険特別会計繰出金の精算に伴う受け入れ及び湯っ多里館改修工事に係る観光設備基金からの受け入れ。諸収入におきましては、平成25年度の事業確定による社会福祉協議会からの補助金返還金の受け入れ。町債におきましては、国庫支出金の減額と同様に国の補正予算成立に伴い繰り越し事業としたため土木債の減額。国の算定結果に基づく臨時財政対策債の増額をお願いするものであり、この借り入れによる借り入れ限度額もあわせて第3表、地方債の補正によりお願いするものであります。

一方、歳出では、総務費におきましては社会保障・税番号制度システム中間サーバー整備に係る委託料の追加、町民税及び法人税の還付が多数見込まれることから、過年度過誤の還付金を増額しております。民生費におきましては、平成25年度に交付を受けた各種事業の完了による国県への補助金返還金の追加、幼稚園職員の産休代替、病児保育等の増加により臨時保育士賃金などの幼稚園運営費用を増額しております。衛生費におきましても、平成25年度に交付を受けた各事業の完了による国県への補助金返還金の追加、予防接種の改正により平成26年10月から定期予防接種の対象に水痘（水ぼうそう）及び高齢者肺炎球菌が個別接種として追加されることになったため、委託料など関連経費を追加しております。労働費におきましては、緊急雇用対策として取り組んだふるさと雇用再生特別基金補助金の県への補助金返還金を追加しております。商工費におきましては、平成27年1月から指定管理者制度に移行し、リニューアルオープンのための湯っ多里館改修工事費などの関連経費の追加及び第2表、債務負担行為の補正による館内に設置されております3台の券売機を新しくするためのリース料を追加しております。土木費におきましては、労務単価の大幅改訂に伴う道路維持管理業務委託料などの増加のほか、平成26年3月議会で補正し、繰り越し事業とした本田上・才歩線などに関連する経費を減額しております。教育費におきましては、県の補助金を活用したキャリア教育推進事業に係る関連事業の増額などをお願いするものであります。

次に、議案第34号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ577万3,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳

入歳出それぞれ11億9,677万3,000円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、平成25年度の保険給付費や地域支援事業費の確定により、国県支払い基金からの交付金、町の負担分においてそれぞれ整理をお願いするものであります。

以上、2議案について一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの2案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

-
- | | | |
|-------|-------|-------------------------------|
| 日程第13 | 認定第1号 | 平成25年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認定第2号 | 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認定第3号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第4号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第5号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第6号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 認定第7号 | 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第20 | 認定第8号 | 同年度田上町水道事業会計決算認定について |

議長（渡邊正策君） 日程第13、認定第1号から日程第20、認定第8号までの8案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長 (佐藤邦義君) ただいま一括上程になりました8議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この8議案は、平成25年度の各会計決算の認定でありまして、会計管理者から提出された決算書に基づき、監査委員の精査を受け、その意見書並びに主要施策の成果としてまとめた資料を添えてご提案いたすものであります。

さて、国の平成25年度の地方財政への対応につきましては、「中期財政フレーム(平成25年度～平成27年度)」及び「概算要求組み替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障関係費の自然増や地域活性化等の緊急課題に対応する財源の確保を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成24年度地方財政計画と同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じることとされました。

このような現状を踏まえて、平成24年度の国の大型補正を活用した五明寺トンネル改修工事や町道舗装補修工事などの社会資本整備や、同じく大型補正予算で創設された「地域の元気臨時交付金」を充てた幼稚園増築工事、庁舎空調設備改修工事など、懸案事項であった事業や緊急性の高い事業を前倒しして取り組む一方で、収入の確保や受益者負担の適正な確保に努め、経常経費の節減を図りながら、町民のニーズの高い施策を推進してまいりました。

その結果、認定第1号 平成25年度田上町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、最終的に歳入決算額49億2,745万5,166円、歳出決算額としては47億9,201万2,076円で、歳入歳出差し引きで1億3,544万3,090円となり、実質収支は1億2,616万7,090円の黒字決算となりました。また、今年度の実質収支から前年度の実質収支1億1,866万8,085円を差し引いた単年度収支では、749万9,005円の黒字となりました。

歳入につきましては、前年度比で4億5,069万6,177円、率にして10.1%の増となりました。これは、町税や地方交付税あるいは国の大型補正に伴い、国庫支出金が増額となったため、収入の総額として前年度に比較して増額となったものであります。

自主財源である町税につきましては、946万7,930円、率にして0.8%の増となりました。この主な要因は、税制改正により減収となる法人町民税を補填するため県たばこ税の一部が税源移譲されたことによるもののほか、徴収率も平成24年度を0.9%上回ったことによるものであります。地方交付税につきましては、910万4,000円、率にして0.5%の増となりました。この主な要因は、社会福祉費や保健衛生費などの

単位費用が引き上げられたことによるものであります。国庫支出金につきましては、3億2,405万3,527円、率にして114.2%の大幅な増となりました。この主な要因は、国の大型補正予算に伴う社会資本整備総合交付金及び地域活性化・地域の元気臨時交付金の受け入れによるものであります。町債につきましては、7,382万7,000円、率にして23.7%の増となりました。その主な要因は、五明寺トンネル改修工事に係る公共事業債などの発行額の増によるものであります。なお、社会資本整備総合交付金及び新潟県安心子ども基金事業補助金に関する国庫支出金につきましては、やむなく繰越明許として、平成26年度に受け入れするものであります。

歳出につきましては、前年度比4億3,517万172円、率にして10%の増となりました。これは、歳入でもご説明申し上げましたが、社会資本整備総合交付金事業や地域活性化・地域の元気臨時交付金事業のほか、県の委託事業であります埋蔵文化財の本発掘調査事業の増などによるものであります。なお、平成25年度に実施いたしました新規あるいは臨時の主な事業といたしましては、総務費では職員の意識改革のための自治大学校への入校、曾根交流センターの解体工事及び参議院議員通常選挙、庁舎空調設備改修工事などを実施いたしました。民生費におきましては、認知症サポーター養成講座や障害者自立支援制度の改正に対応するため各種福祉事業を推進したとともに、需要の多い未満児保育に対応して、子育て環境の充実を図るため、幼稚園の増築工事などを実施いたしました。衛生費におきましては、子ども医療費の対象範囲の拡大、妊産婦医療費や特定不妊治療助成の事業のほか、食育キャラクターを制作し、それぞれ活用し、啓蒙活動などを実施してまいりました。農林水産業費におきましては、水田農業構造改革対策事業や昨年引き続き国土調査事業（地籍調査）などを実施いたしました。商工費におきましては、商工振興事業として、農商工連携事業補助金の増額や地元での消費と地元企業の振興などを目的としたプレミアム付き商品券発行補助などを実施いたしました。土木費におきましては、社会資本整備総合交付金、土砂災害ハザードマップの作成や都市計画マスタープランの策定業務などを実施いたしました。消防費におきましては、緊急速報メール連携システムの導入、県消防大会参加に係る関連事業や消防積載車及び消防ポンプの更新などを実施いたしました。教育費におきましては、小学校・中学校の教室における空調やトイレの学校環境改善のほか、行屋崎遺跡の発掘調査や生涯学習センター建設基金への積み立てなどを実施いたしました。なお、本田上・横場線歩道整備工事、橋梁長寿命化修繕工事、子ども・子育て支援システムの構築など、やむなく繰越明許として、平成26年度に行うこととしたものであります。

次に、認定第2号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額では4億843万8,950円、歳出決算額では4億357万5,063円となりまして、歳入歳出差額は486万3,887円となりました。前年度比では、歳入では1億6,428万4,714円、率にして28.7%の減、歳出では1億6,354万7,094円、率にして28.8%の減となりました。その主な内容につきましては、公債費における補償金免除繰上償還に伴う借換債額の減によるものであります。主な事業といたしましては、下水道未普及地区の水質保全・環境改善を図り、下水道整備に向けた準備を行うため、下水道事業の全体計画見直し業務委託を補助事業により行いました。また、山田川改修に伴う下水道管の移設工事を実施し、河川改修工事の推進に努めました。今後とも、地域の環境改善及び河川の水質保全を図り、加入率の向上に努め、下水道施設の適正な維持管理に努めてまいります。

次に、認定第3号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額では7,652万1,440円、歳出決算額では7,358万9,026円となりまして、歳入歳出差し引きは293万2,414円となりました。前年度比では、歳入では813万1,747円、率にして11.9%の増、歳出では687万7,724円、率にして10.3%の増となりました。その主な内容につきましては、管路施設及び処理場施設修繕料の増によるものであります。集落排水事業につきましては、整備も完了し、施設等の維持管理が主要な事業になっておりますが、農村地域の生活環境の向上及び集落内水路の水質保全を図り、加入率の向上に努め、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

次に、認定第4号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、最終的には歳入決算額13億9,227万9,873円、歳出決算額としては13億5,911万989円で、歳入歳出差し引きで3,316万8,884円の黒字決算となりました。歳入につきましては、前年度比マイナス1,448万3,449円、率にして1%の減、歳出につきましては前年度比で7,559万1,049円、率にして5.9%増額となりました。年間平均被保険者数は3,204人で、前年度比52人の減、そのうち退職者医療対象者は291人で、前年度比で38人の減となりました。国民健康保険税につきましては、2億9,469万3,939円で、前年度比11万4,043円とほぼ前年並みとなりました。また、被保険者1人当たり8万8,765円、前年度比で1,995円、率にして2.3%増となりました。保険給付費につきましては、9億2,520万3,293円で、前年度比で6,275万7,369円、率にして7.3%の増となりました。一般被保険者の1人当たりの医療費は、29万7,833円で、前年度比で2万9,453円、率にして11%増となっておりますが、退職被保険者の1人

当たりの医療費は17万9,120円で、前年度比でマイナスの3万8,371円、率にして17.6%減となりました。

次に、認定第5号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、最終的には歳入決算額1億604万7,840円、歳出決算額としては1億369万1,272円、歳入歳出差し引きで235万6,568円の黒字決算となりました。歳入につきましては、前年度比でマイナスの122万9,007円、率にして1.1%減、歳出につきましても前年度比でマイナスの152万4,582円、率にして1.4%減額となりました。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で、7,046万5,400円、率にして66.5%を占めておりまして、前年度比で49万3,200円、率にして0.7%の増となりました。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で1億191万8,747円、率として98.3%を占めており、前年度比ではマイナスで114万6,402円、率にして1.1%減となりました。

次に、認定第6号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、最終的には歳入決算額4,201万8,826円、歳出決算額は3,656万3,205円、歳入歳出差し引きは545万5,621円の黒字決算となりました。訪問看護の利用者数は122名で、訪問延べ回数は前年度に比べ4回、率にして0.1%増の4,392回の訪問となりました。

次に、認定第7号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、最終的には歳入決算額11億513万3,095円、歳出決算額は10億7,472万7,588円、歳入歳出差し引きは3,040万5,507円の黒字決算となりました。65歳以上の第1号被保険者は3,668人で、町の人口の29.2%を占めております。要介護認定者数は、要支援者を含め624名でありました。そのうち居宅の介護サービスを利用されている方は356名、施設に入所されている方は145名であります。

最後に、認定第8号 同年度田上町水道事業会計決算認定につきましては、業務量における年間有収水量では140万8,510立方となり、前年度に比較して3万719立方、率にして2.13%の減となりました。収益的収支の収入では、2億5,726万6,341円、支出では2億2,859万206円、資本的収支の収入では1億7,679万235円、支出では3億4,510万6,325円となりました。収益的支出では、浄水場、配水池等施設の修繕、点検に努め、施設機能の維持管理を図ってまいりました。資本的支出では、配水管布設がえ工事及び配水管移設工事並びに新設羽生田浄水場の供用開始に向けた建設工事を実施いたしました。今後とも事業収入の確保と経費の節減に努め、安全で安心な水道水の安定供給と健全な事業運営に努めてまいります。

以上、それぞれの会計につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご審

議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

本決算については、監査委員の決算審査意見書の写しが提出されておりますので、ごらん願います。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております8案件につきましては、精査の必要がありますので、委員会条例第5条の規定により、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの8案件につきましては全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

この際、しばらく休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

午前10時40分 再 開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長より発言の申し入れがありますので、これを許します。

町長（佐藤邦義君） 先ほどご説明申し上げました議案書の中で3カ所ほど数字のちょっと読み間違いがございましたので、訂正しておわびを申し上げたいと思います。

認定第7号 田上町介護保険特別会計歳入歳出決算のところの歳入歳出差し引きは「3,040万5,507円」のところを「3,080万5,507円」、本来「4」であるところを「8」と読みましたので、訂正をお願いしたいと思っております。

あとのもう2カ所のところは、認定第3号のところですが、ここも歳出決算額で「7,358万9,026円」のところを「7,355万」と読みました。「8」を「5」と読んでしまいましたので、「7,358万」が正しいので、訂正をお願いします。

そのページの中で申し上げたところ、認定第4号のところを昨年度比というところをマイナスでありました。「1,448万3,449円」というところ「マイナス」を落としてしまいましたので、「マイナス1,448万3,449円、率にして1.0%の減」ということ

で、3カ所訂正しておわび申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（渡邊正策君） ただいま説明のように議事録は議長のほうで訂正いたします。

引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。決算審査特別委員会委員長に椿一春議員、副委員長に有川りえ子議員が互選されました。

以上で報告を終わります。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会及び特別委員会に付託いたしました案件につきましては、会期日程に基づき、最終日の本会議に報告ができますようにお取り進めをお願いいたします。

日程第21 一般質問

議長（渡邊正策君） 日程第21、一般質問を行います。

通告の順に順次発言を許します。

最初に、9番、川口議員の発言を許します。

（9番 川口與志郎君登壇）

9番（川口與志郎君） 川口與志郎でございます。一般質問をさせていただきます。今回、2つの項目で質問いたします。1番目は、町の人口減対策についてであります。2番目は、米価下落による、生産者米価です。生産者米価下落による農業の危機的状況についてであります。

では、1番目の人口減対策について質問いたします。町の人口減対策をどうするのが大きな焦点となっていてきております。これは全国的にそうではありますが、田上町も例外ではありません。先日、これは全国の新聞などでこの人口減問題が取り上げられておりますが、朝日新聞のその関連の記事の中で、次のような言葉が目につきました。「幸せがあれば、そこに人間が集まってきます」、つまり人口減対策のポイントは幸せづくりだというのが基本的な朝日新聞の論調だったと思います。そのことにヒントをいただきまして、今田上町はどういう幸せがあるのか、改めて確認してみようと思います。確認して、そしてその後さらに田上町の幸せづくりをどうしたらいいかという対策を考えるということになると思います。

町長は、田上町は幸せのあるいい町だと思っておりますか、伺います。今の田上町の幸せはいろいろあると私は思います。この原稿を用意しながらちょっと思いつい

たことを数カ所列挙したいと思っています。これは全く独断と偏見に基づく勝手な思いつきでありますので、その辺はご了解をください。

田上町は、自然の豊かな田園都市であります。農業が基幹産業です。都市部のよさはそれなりに認めなければなりません。田園都市のよさもまた格別なものがあります。田上は、人情味豊かな、人のきずなも失われていない温かみのある町です。貧富の差が少なく、人と人の差別感を余り感じさせません。大都市部に行きますと、何億円という年収がある、そういう大金持ちがいます。田上町には億を超える年収を持っている人はいないのではないかと思います。いますか。それはぜひ後で町民課長に伺いたいと思いますが。そんなのいないと思います、私は1億円も年収がある人なんて。田上は、深刻な何々反対闘争といったものは現在ありません。目立った争いはありません。平和な町です。また、犯罪の少ない町です。油断はできません。これは、いつ凶悪犯罪が勃発するかわかりませんので油断はできませんが、現在のところそういう凶悪な犯罪事案というのは聞いておりません。県央地域に存在し、新潟市に隣接する等、地理的条件も良好です。町内にはJRの2つの駅があり、403バイパスもかなり整備されてきており、交通の便も悪くはありません。また、大学のある町です。町に大学が存在するということは余り聞いたことがありません。新潟経営大学は、半分田上町地内に入っています。等々、思いつきでまだまだたくさんあると思いますが、温泉もありました。町には幸せがたくさんあります。平和な暮らしやすい恵まれた町と言えるのではないのでしょうか。日常生活の中でそのことが当たり前になっていて、そのよさを感じなくなっているのかもしれない。再確認が必要に思います。田上の幸せをどんどん発掘して、その幸せを町の内外に、町の中もそうですけれども、町の外にもPRしていただきたいと思います。現状の不満を言えば際限がありません。でも、それは脇に置いておいて、今は人口減対策ということで、幸せに目を向けたいというふうに思います。幸せがあれば、そこに人が集まってきます。幸せづくりが人口減対策のポイントです。町長、いかがですか。町長はどうお考えでしょうか。この点についてです。

そのことを前提にしながら具体的にどうするかということだと思います。7月30日、総務産経常任委員会が開かれ、少子化定住促進対策事業、総務課分が提示され、討論されました。単独事業として示されたのは、新婚世帯家賃支援事業、空き家情報バンク、出会いサポート事業、新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給金制度、施策パンフレットの作成、対策検討業務委託等々です。これら一つ一つを着実に実行することの大切さは言うまでもありません。町への定住促進を図る

ということですが、それには今住んでいる人が出ていかないこと、ほかから田上に来て住みたい、そういう人を増やすことが定住促進のポイントになると思います。

そこで、質問ですが、田上の町から出ていく人、逆に田上町にやってくる人の実態は数字の上でどうなっておりますか。その数字をどのように分析していますか。特に今住んでいる人がほかに出たいが、出る条件がないということではなくて、田上がよい、町から出たくないと思っている人がいることが肝心だと思います。

新築住宅の建設、最近の統計はどうなっていますか。住宅の新築を田上地内にするとき、土地の価格が判断基準になりますが、ほかと比べて田上の地価をどう判断したらいいですか。比較的安いと思いますが、町内に家を建てたいと思うほどではありませんか。また、新築住宅を増やす上での問題点は何ですか、伺います。

先日は総務課分の検討がされましたが、ほかの課の検討も人口減対策にとっては非常に重要になります。その中の子育て支援を手厚くすることについて要望と質問をいたします。保育料についてであります。竹の友幼稚園に在園している世帯の料金負担を軽くすることは大変インパクトがあります。現在行われていることですが、兄弟姉妹が在園している場合、第2子は半額、第3子以降は無料になっています。それで要望ですが、兄弟姉妹が在園していて、第2子が誕生した時点でその料金を半額にすることはできないでしょうか。在園している人の子供の料金を半額にすることはできないでしょうか。試算で700万円の経費負担になるということですが、よろしくご検討ください。

次に、子どもの医療費のことですが、現在全ての子どもの中学卒業までの入院と通院の医療費が助成されています。加えて高校卒業までの医療費助成を考えていただけませんか。高校卒業までの助成で300万円から500万円の経費が新たに見込まれるということですが、ご検討いただきたいと思います。

以上が人口減対策の質問ですが、事態が深刻になる前の今の時期が重要ではないかと思います。この質問を準備して、ふと思い出しましたが、高校の教科書に書いてありましたベンサムの「最大多数の最大幸福」という言葉であります。この言葉を「町民多数の一人でも多くの人の幸せの追求」という言葉に置きかえてみました。とはいいいましても、国政ではありません。地方自治体ですので、限界があることは言うまでもありません。

以上、1番目の人口減対策についてであります。

2つの項目めの生産者米価の大幅な下落、これが今予想されております。現実のものになろうとしています。大幅な下落です。農家の方は大打撃です。その点につ

いて町長の見解を伺います。今、コメの全国的な価格の大暴落が強く懸念されている。大暴落です。宮崎県、鹿児島県、高知県等の超早場米の取引価格が今年は前年を4,000円ほど下回る60キロ当たり1万4,000円台と取り沙汰されています。超早場米のその動きは、田上産米の価格に直結します。超早場米が1表4,000円下落するというのは、昨年よりも3割近くも下がるということであります。これではコメ農家の今年のコメの販売の利益がゼロになるということであります。肥料代等生産費にかかる費用が7割くらいですから、去年の7割の収入では利益がなくなります。それに加えて、ほかの農家の収入が急に増加が見込まれればいいのですが、そうではありません。減ります。まず、コメの生産調整補助金、今年は5割カットです。これは皆さんよくご存じのところですが、そのかわりとして、農家の収入を増やそうということで国が打ち出した施策は、飼料用米を生産してもらって、そしてそこへ補助金をつける。ところが、その飼料用米の生産は制度が始まったばかりで、農家は全くそれについていきません。その飼料用米の収入の増加というのは見込めない状況です。

そればかりではありません。農家の所得補償、戸別補償という制度がありました。コメの価格の一定の基準を下回った場合に国が補填するという制度であります。60キロ当たり1万4,000円だと思いますが、それを生産者米価の基準にして、それを下回った場合は農家の人が困らないようにちゃんと補償するという制度がありました。それが段階的になくなろうとしております。いろいろ総合的に考えまして、今コメ農家が置かれています状況は大変です。今年大打撃を受けそうな気配であります。今年のことだけで、来年から何とかなるというのであれば、今年しのげばということもあると思いますが、事態は悪くなりこそすれ、よくはなるという見込みはありません。これでは将来的に農家を背負っていく担い手、私がやりますという、そういう担い手作りも大変困難になります。町の基幹産業は農業ですから、農業の危機は町にとっての危機であります。町長は、この状況についてどのような認識、見解をお持ちでしょうか、伺います。

この問題は、主に国が答えを出すことであって、町にできることには限度がある、これは承知しております。ですが、田上の町の基幹産業の農家の方々が大きな困難に直面しています。今、稲刈りやっていますが、果たしてこのコメは幾らで売れるのかということを考えながら不安に思いながら稲刈りの作業をしていると思います。この農家の方への連帯といいますか、その気持ちを十分に認識して、何とかならないかと考える、それは町長として当然やらなければいけないことだというふうに思

います。いろいろ国としては手だてがあるようですが、聞いていますが、それはまた常任委員会でいろいろ請願も出ていますので、検討していきたいと思ひます。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの川口議員のご質問にお答えしますが、冒頭の田上町は幸せのあるいい町だと思ひているかというご質問でございましたが、議員ご指摘のことは私もそうだろうと思ひております。よりよい町にしていきたいと思ひております。

最初に、町の人口減対策についてのご質問であります。平成25年度新潟県人口移動調査結果報告によりますと、転入者数が269人、転出者は343人で、差し引き74人の転出超過となっております。特に県外転出者のうち、東京圏、東京、神奈川、千葉、埼玉の占める割合は57%。また、理由別移動状況を見ましても、職業によるもの、学業によるものが大部分を占めております。やはり全国の傾向と同じく、東京一極集中の影響が大きいと思ひております。なお、現在町で実施しております転入者に対するニーズ調査につきましても結果が出ておりますので、それらの結果に対する分析作業を現在行っているところであります。

次に、住宅等に関するご質問でございますが、まず新築の件数につきましては、平成25年度新潟県建築統計によりますと、年間35件であります。この件数は、前年度比で4件増加となります。また、土地の価格につきましては、これも平成25年度新潟県地価調査によりますと、近隣の市と比較した場合、相対的に土地の価格は安い金額とはなっておりますが、もともと地価相場が違うところから考えますと、一概に安い金額とはなっておりません。また、新築住宅を増やす上での問題点につきましては、やはり町のさまざまな環境整備が重要になってくるのではないかと考えております。そこで、今後は雇用の創出あるいは居住環境の整備、拡充、医療体制の充実、子育て支援、定住促進への支援など町の魅力を高める町づくりを推進していくことがこれらの重要な課題であると思ひております。こうした課題に対しましては、平成26年度より総務課に少子化対策推進室を設置し、少子化対策及び定住促進対策を含む人口減少対策における施策の企画、立案、推進あるいはニーズの把握、情報収集などさまざまな取り組みを今実施しておりますので、それらの結果を踏まえながら、より効果的な少子化、定住化に向けた施策を検討していきたいと思ひております。

次に、保育料についてであります。兄弟姉妹が竹の友幼稚園に在園し、第2子

が誕生した時点で第1子を半額にすることはできないかとのご質問であります、その場合の試算をいたしますと、議員がお話しのとおり町は約700万円の経費負担が必要となります。しかしながら、保育料を軽減することは少子化対策の有効な手段の一つであることから、財政状況を見ながら検討してまいりたいと思っているところであります。

次に、子どもの医療費助成についてであります、ここ数年田上町では対象者の拡充を段階的に行ってきたり、平成25年4月からは通院の場合の医療費の助成対象年齢を全ての子どもについて中学校卒業までとすることで、また入院、通院ともに全ての子どもの医療費の助成対象を中学校卒業まで拡充してきたところであります。ところで、県の補助事業は3人以上世帯のみを優遇するものでありまして、第1子、第2子世帯については入院は小学校卒業まで、通院については2歳までしか補助対象としていないことから、その年齢を超える子どもの医療費についてはそれぞれ実施する市町村の単独事業となっております。当町の平成25年度決算では、医療費助成額は約2,700万円を費やしておりますが、これに対する県からの補助金はその4分の1、わずか700万円でしかありません。通院の場合、今年4月1日時点では県内において6市町村が1子、2子世帯の医療費について高校卒業まで対象年齢としております。近隣では加茂市が中学卒業まで対象としておりますが、新潟市、長岡市、三条市はともに小学校3年生までとなっております。制度の拡充については、その財源には苦慮するところありますが、子育て支援策の一環として高校卒業まで医療費助成の対象とすることは前向きに検討していきたいと考えておるところであります。

次に、農業の危機的状況についてのご質問であります、先月中旬にJA全農県本部より県産米の仮渡金について平成26年産米一般コシヒカリで60キロでは昨年より1,700円減額の1万2,000円との発表がありました。また、国の補助金である経営所得安定対策におけるコメの直接支払い交付金も平成26年産から10アール当たり7,500円に半減されており、最終的には平成30年度からは廃止される予定であります。コメ農家に対する状況を大変危惧しているところであります。コメの販売価格の下落に対しては、国は経営所得安定対策でのコメ、畑作物の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策で、ナラシ移行へのための円滑化対策というものを平成26年度限りであります。農業者の拠出を求めず加入していることから、田上町では昨年度までの加入者が70名のところ、今年度は190名まで加入者が増えております。このような状況の中で、町でできることは主食用米と同等程度確保できる新規需要米、い

わゆる米粉用米とか、飼料用米の作付、それから大豆などの補助金が活用できる転作作物の作付を増やし、余分な過剰米を出さないことが大事だというふうに考えております。

以上であります。

9番（川口興志郎君） 2回目の質問をさせていただきます。

町長は、田上町はいい町であると、住みよい町であるという現在の評価といいですか、認識をされていますが、そういうふうに考えていただいてよかったなというふうに思います。それで、自信を持って田上町というものについていろいろ町の内外にその認識を広めていただきたいと思いますのですが、私が見るところ、田上は地味が目立たないです。町のほかの人たちから見ても、いい町にいるのだという、そういういい町なのだという認識が町の外の人でも非常に弱いです。町にいる人はどうかと、この町にいる人もそのよさに気がつかないというか、そのところをもう一步踏み込んでやっていただきたいと、地味に着実に幸せ作りというのをやって成果を上げているというふうに私も思いますが、どうも地味過ぎます。どこか、何もなかったことをぱっとやれということではありませんが、今やっていることのよさというか、この町の持っているよさをもっと町の内外に広めていただきたいと思うのですが、そういう点でちょっと弱いと思うのですが、また私は町長はじめ町役場、議会もそうですが、幸せを町民の人に届ける工場みたいなものだと思います。今までずっと届けてきているわけですが、本当に大事なことをやっているのだということ自信を持って、今こんないいことがあるのですよということをもっと伝えてほしいと思います。弱いのではないのでしょうか。その点いかがでしょうか。

2つ目に、子育て支援の問題であります。町長もこれは大変大事な子育て支援、特に幼稚園の保育料を保護者の負担を軽くすると非常に大事だというふうにおっしゃっています。本気にやって、もう既にかなり踏み込んだ施策が行われていますが、ぜひ今私が要望いたしましたに在園している人が1人いて、兄弟姉妹が1人いて、第2子が生まれた段階でその在園している人の保育料が半額になるというのが、これは保護者にとっては大変ありがたいことでありまして、場合によってはそういう制度があるのだったら第2子、第3子を早く出産しようという気持ちにも意欲にもつながっていきます。これは、前向きに検討していただけるということで、大変いいご回答だったと思いますが、ぜひ早く、できたら来年度予算にそういった予算を組み込めるようにご検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

高校卒業までの医療費の助成も同じです。どんどんほかの市町村実行しています。

加茂市は、もちろん先進的にやっているわけですが、隣がそうですけども、田上町はこんなふうに住みよい町づくりをしているのだと、子育て支援をやっているのだということを皆さんにわかるようにしていただきたいというふうに思います。

次に、コメ農家の問題であります。本当はかなり認識は一緒だと、町長の認識と私の認識は同じだと思います。かなり危機的な状況であるということは認識しておられますが、直接生産者、農家の方の声を聞いてもらいたいと思います。私、たまたまそれを接する機会がありました。また、要望も受けました。議会の請願もその人から受け取っています。何とか通してほしいと言われていています。生産者のコメ余りで米価が下落する、これは本当に食いとめてほしい。かなり必死の思いが伝わってきました。これは、本当に概算ですが、6町歩の田畑を持っている人、農家の人は、この1年間おおよその今までの動きを見ての概算ですが、1年間100万円は収入が減るのではないかとおっしゃっていました。これは今年です。切実です。農家の方は、土地の持っている所有の面積は大小あると思いますが、多ければ多いほど切実です。少なくとも、ではそれでいい、少ない所有の農家の方はそれで安心するかといったら、決してそうではありません。かつかつの生活費の中で田上の農業を守ってきているわけでありますが、その人への思いといいますか、町長は特に田上町の長ですから、農家の方への連帯というか、頑張してほしいと、自分もその点については大変深刻に受けとめているという思いが伝わるようなやり方をぜひやっていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

町長（佐藤邦義君） それでは、今ほどのご質問にお答えしますが、最初に田上町のいわゆるよさをもっとアピールしてということでございますが、私も常々考えているのは、やはり田上町の人間のよさといいたいまいしょうか、控え目だということか、そういったようなことがありまして、全般的になかなかよさをアピールできないでいるというのが確かなところではありますが、ようやくにして田上町の財政的なことも安定してまいりましたので、やはり外にアピールする時期に来たというふうに思っております。そういったことで、いわゆる農商工連携などにして田上町のやはり特産になるものを作りながら、物もやはり有効なアピールの材料だろうと思っておりますし、また子育ての状況、今ほどもご質問ありましたけれども、やはり若い人たちが住んでいくには住みよい町というのは保育料がやはり安くなって子育てをしやすいというのがかなり大きな条件になってきているということでございますので、先ほど1回目の答弁でお話ししましたようにやっぱり前向きにしていかなければいけないなと、こういうふうに思っております。

いずれにいたしましても、田上町のよさをというのなかなか全面的に、観光の町ということになっておりますが、それに十分な例えば宿泊施設があるかという、必ずしもそうでないということもございますけれども、これは今ようやく点と点を結びつけて、町の観光にしようということをご数年やってきておりますので、少しずつ成果は出てきているかなと思っておりますが、アピールをやはりもっと強くしていこうと、こういうふうに使っております。

それから、子どもの医療費の助成につきましては、先週の県の町村会の中でも一つのテーマになっておりますが、原則的には中学校卒業までは何とか足並みをそろえていこうということに話し合いでなっております、高校卒業までというところは少し異論もあったようですが、実際には県内の町村では何カ所か高校の入院等についてはもう既に実施しているところがありますが、この点につきましてはもう少し検討しようということになっております。統一的にやるかどうかは別といたしまして、人口減少が進んでいる市町村はそういう施策を既にしておりますので、田上町もそういう状況になってきましたので、その辺も検討する必要があるかなと、こういうふうに使っているところであります。

農業の危機的な状況については、先ほど最初の答弁で数字等も申し上げましたが、正直言って首長が米価の問題について具体的な提案というのはなかなか難しいというのが正直のところでありまして、全農あるいはJAを通しまして、やっぱり米価の決定そのものが私らに非常にわかりにくい形で米価が決定されております。農家の人は泣き寝入りしているというのが正直なところでありまして、先ほど申し上げましたようにやはり今コメ余りはどうしようもない状況になってきたというふうに使われておりますので、やはり減反も義務化ではありませんが、いわゆる新規需要米を転作して、少しでも収入が増えるようにということでありまして、数字的には新規需要米を転作しますと、いわゆる稲作をやって、普通の主要米のコメと収入額はほぼ同じということになっておりますが、実はそれには非常にいろんな仕掛けがございます、なかなか量的なものがあつたりして、なかなか主要米を作ったときと同じようにならないところが農家の人がちょっと尻込みしているところがあるようでありまして、いずれコメ余りの時期を克服するための施策は今農業の再生協議会等でも十分検討しておりますし、いわゆるJAを中心とした協議会等でも町も参加してやっておりますので、少しでも農家の人が収入が上がることを期待して、私どもも力強く支援をしていきたいなと、こう使っております。

以上であります。

9番（川口興志郎君） 人口減問題についてですが、いろいろ積極的に考えておられるというふうに取り取りました。それは、ぜひそういうことで進めていただきたいと思いますが、少子化対策室もできましていろいろ取り組みがされています。一つ一つやっていくことが大事だと思いますが、欲を言えばもっとエンジンを吹かしてやっていただきたいと思います。どうも余りこれといって目立ったものがちょっと見えません、まだ。少子化対策室の動き、今後エンジンを吹かして、町民にもはっきりわかるような形で示していただきたいというふうに思います。これは要望であります。

農業問題についてですが、町長がおっしゃるとおり難しい問題があります。なぜコメが余っているのか、余剰なのか、これどうしたらいいのかといった大問題があります。国のレベルです。それについてここは議論する場ではありませんが、例えばコメを市場に、余っているコメを即市場に出さないで、在庫になっている古米、5年間も積み上がって、もう食べ物にならない古米を飼料などに放出して、今余っているコメを政府が買い入れるというやり方もあるわけであります。これは、国のレベルの問題ですが、生産者の生産調整、これをもうなくする方向で行くわけですが、今まで減反でコメを作っていなかった田んぼをどうするのか。補助金も来ない。果たして飼料用米でそれが補填できるのか、それも非常に難しいです。つまり簡単に言いますとポイントは、農家の方の収入が確保されることがポイントです。細かいこといろいろありますが、それが確保されないと本当に農家の方は困ります。農家の方が困るということは、行く行くは目先を言えば消費者は喜ぶかもしれません。コメが安くなりますから。消費者米価が安くなりますから。ですが、長い目で見たら国民のコメの食料の問題です。農家が衰退していくということは食料の危機につながっていきます。国民全体の問題です。そういうふうに基本的には押さえていただいて、ちょっとこれは当たらないかもしれませんが、大規模店舗法などが新自由主義経済のもとで駅前通りがシャッター化しました。農業にもそういう方向がどんどん打ち出されていると私は思います。そういう認識に歯どめをかけるために町長としてもちゃんとした認識を持っていただきたいと。持つておられると思いますが、そのようにお願いしたいと思います。

以上です。

町長（佐藤邦義君） 人口減少対策につきましては、既に議員もご承知のように、例えば子どもを増やしていくということと、若者のやっぱり雇用の場とか、そういうことも当然条件になってきますので、現在の推進室は現状の把握ということでありま

して、10年、20年後に田上町が存続するための基本的な調査ということでもありますので、やはり今この推進室ですぐ結論を出すというところにはなかなかいきませんが、それと併用してやはり雇用対策等、あるいは企業誘致とか、そういったことも一緒にしながら、また保育料の問題とか、あるいは子供たちにかかる学費の問題とか、さまざまな観点から減少対策に取り組んでいく必要があると思っております。ようやく国のほうも地方へやっと目を向けてきましたので、さまざまな施策が今度どんどん、どんどんおりてくるとは思いますが、田上町は田上町としてやっぱりふさわしい施策をとる必要があるというふうに思っております。

農業、いわゆる農家の危機的な状況ということではありますが、今のご指摘のようにこれは何といてもコメ余りをどう解決するかということにもありますが、やはり農家の方が本当にうまいコメを本当に売っていくということをまず町を挙げて、あるいは農家の生産者を挙げてやらないことには、いつまでもコメの業者に任せているわけにはいかないだろうと思って、農家の人も重々承知のようではありますが、いずれ転作のほうも町で指導して、農家の収入が確保できるようにというふうに、これは農業してこられた方は、昔から農家というのはいわゆる昔は多角経営なんていうことも言ったりしておったようではありますが、コメだけではなかなか食っていけないというのが正直なところでありまして、やっぱりさまざまな収入の販路を求めてきたというのは、これは歴史的にあるわけですので、何とか若い人たちに期待しながら、私ども若い担い手を支援していくということにしていますので、これから少しでも力になるように努力していきたいと、こう思っております。

議長（渡邊正策君） 川口議員の一般質問を終わります。

次に、4番、浅野議員の発言を許します。

（4番 浅野一志君登壇）

4番（浅野一志君） 4番の浅野でございます。おはようございます。きょうの質問は2件ありまして、新田堀の改良工事についてということと、もう一つは公園や通学路に防犯灯の設置をとということでお話をしたいと思えます。

平成25年度に改良工事業として新田堀の工事が行われています。これは、今年の3月で終わっています。新田堀の改良工事は、平成24年度予算で設計が行われ、661万5,000円が計上され、続く平成25年度予算で工事が実際に行われました。それが2,117万3,000円が計上されていきました。しかし、工事は終わったのですけれども、それ以降も実は割と新田堀沿いの上吉田・中3号線は冠水することがあります。最近ですと、7月の8日から9日の雨で上吉田・中3号線は冠水をして、午前の7時

20分から17時15分まで通行どめになっています。先ほどの委員長の報告によりますと、そのときは120ミリという雨だったそうですが、そんなにひどい雨ではなかったと思うのですけれども、これについて町長の見解を伺いたいと思います。それが1件です。

ちなみに、こんな感じでした、先ほどの。これは、7月9日のフェイスブックに載っていますけれども、こういう感じになっています。

2番目のことですが、公園や通学路に防犯灯の設置をということをお話したいのですけれども、新発田の女性殺害事件、そして岡山の女児連れ去り事件は記憶に新しいところです。最近、女性や女子児童、女子生徒に対する犯罪が頻発しているような気がします。このような事件を不安に感じている人は、町民の皆さんにも多いのではないのでしょうか。このような犯罪や事故を防止するには、公園、そして通学路に防犯灯は不可欠ではないのでしょうか。ところで、地区や学校、PTAなどから防犯灯設置の要望は上がっていないのでしょうか。予算の関係もあり、要望には応じられないでいる件数はどのくらいあるのでしょうか。坂田・上吉田地区から要望が上がっているという話は聞いているのですが、ほかにはどのくらいあるのでしょうか。それらの要望に対しては、早急に対応するべきだと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

ということで、今回の質問を行いました。よろしく願いいたします。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの浅野議員のご質問にお答えしますが、再三にわたりまして新田堀の改修工事についてのご質問をいただいておりますが、先般の4月8日から9日の雨によるいわゆる道路冠水は想定内だったかという、こういうご質問がありますが、新田堀改修工事につきましては平成24年度に詳細設計を行いまして、平成25年度において計画の一部を施行いたしまして現在に至っておるわけですが、計画の内容であります、新田堀流域の排水区域面積は7.6ヘクタールに設定してありまして、最近の降雨状況を踏まえた1時間61.7ミリの雨量強度を用いて計画を行ってきました。残念ながらといいましょうか、今回の雨量が委員会においても説明をいたしたのですが、役場観測所で午前6時から9時までで71ミリの降雨を記録しております、最大では6時50分から7時20分までの30分間で27ミリの雷を伴った猛烈な雨を記録しております。確かに1時間雨量にしますと54ミリと設定雨量を下回っておりますが、放流先の農業排水路の状況では排水機場のポンプが6台フル稼働して、隣接する大正川排水区との関連もありまして、冠水した水がスムー

ズに排水されない状況となって、報道にあったいわゆる三条市同様、総雨量が比較的少なかったにもかかわらず、一部の低地では冠水するなどの想定外であったものと認識をしております。今後につきましては、この冠水した道路付近の改良についても引き続き検討するということになっておりますが、問題は403号の下の排水路がなかなか改修できないというところに問題が基本的にはあるのは事実でございます。

次に、防犯灯の設置についてのご質問であります。現在町内に防犯灯約1,800灯設置しておりますが、昨年は各地区とPTAから合わせて60灯、60カ所の設置要望をいただいておりますが、予算の関係もあり、設置については毎年15カ所程度を計画的に設置しているところですが、平成26年度については来年度防犯灯をLED化を検討しているため、新規の設置を休止しております。これらの事情につきましては、関係するPTAあるいは区長の皆さんやPTAの皆さんにもご理解をいただいておりますので、今後設置するとしたらLED化に切りかえる時期に検討していきたいと、こう思っております。

以上であります。

4番（浅野一志君） 流域面積が7.6ヘクタールということで、結局いっぱい水が流れてきて、多分そこに集まってくるのだと思いますけれども、そこだけカバーすれば多分大丈夫ということなのですよ。それから、雨が降るたびに道路が使えなくなるというのは、やっぱりできるだけ早く防止してほしいというふうに考えます。

それから、防犯灯についてですけれども、26年度にLED化するというので、多分少しは明るくなると思いますけれども、できるだけ明るくして、明るい町づくりですか、それもしてほしいというふうに思っています。

それから、今の中には公園についてはありませんでしたけれども、公園についてはどんなふうにお考えでしょうか。質問です、それは。

町長（佐藤邦義君） 最初の新田堀の排水につきましては、今回全体計画のまだ3分の2……全部やったわけではありませんので、上流から流れてくる水の排水についてを設計いたしまして、今途中になっております。果たしてあの工事が本当に効果が出るかどうかというところも実は町としても検討しているところでもありますので、県のほうに403号の下を通過しております排水路の大きさ、その問題と、それを出たところの田んぼのところに、いわゆる大正川に……あっ、大正川ではありませんね。排水路につながる場所の傾斜の問題があったりしまして、なかなか難しい問題だというふうに承知しておりますが、議員ご指摘のように、あそこは今回の以前にも1度改修をしましたが、ほとんど効果がなく、やっぱり冠水してしまうという状況

でありますので、一時期はいわゆる別な場所に調整池を作ろうかなんていう検討もしたところですが、最終的には全面的に改修していこうということになっておりますので、引き続き対応していきたいと、こう思っております。

それから、公園の防犯灯につきましては、それぞれ地区の区長の皆さんから要望いただきながら、もちろん町の直接担当している公園もございますので、明るさとか、そういったことも研究しながら、これからLED化に移行するときに検討していく予定になっております。大体4,000万円ちょっとの費用がかかるということになっておりますので、しっかりした計画のもとに対応していきたいと、こう思っております。

以上であります。

4番（浅野一志君） わかりました。

それで、1つ不安なのは、今3分の1終わったと言って、それが残り3分の2をやった後で、例えば工事を終えた。その後にもたやっばり今のようなことはないのでしょうか。その辺がちょっと不安です。今いろいろ言われましたけれども、下流のほうを今のところの403号線か、それかその先の水路のほうはちゃんとうまくいくようにしてほしいというふうに思っています。

いろいろ話は聞いたのですけれども、繰り返しになるかもしれませんが、新田堀の下流地区の3軒の方々は、大正川の改修工事に伴って現在地に移転した人たちです。平成22年6月に出された陳情書にもあるように、地盤沈下もありますし、水害に悩まされています。好き好んで現在地に移転したわけではありませんので、できるだけ一日も早くそういうふうな人たちが安全・安心な暮らしができますように、そのことについてもお願いいたします。

以上です。

町長（佐藤邦義君） 浅野議員のご質問の趣旨、よく理解しておりますが、今特に移転しました3軒の家は毎年のように冷や冷やしているような状況で、土地が大分沈下をしております。行ってわかりますように、相当数沈下をいたしましたので、あの土地でよかったのかどうかというのはこれまでも地権者の人とも話をしてきたりしておりますが、何とか床下にまで行かないように対応してまいりたいと思っておりますが、先ほど403号を通る水路の問題というのは土地改良ともこれまでも話し合いをした経過がございますが、なかなか難しい問題がありまして、いずれ解決をしなければ、あそこは二、三十ミリ降っても必ず冠水するというように今までになっておりますので、今の改良でもうちょっとよくなりましたけれども、ただかさ上げする

だけではやっぱりちょっと無理だろうとっておりますので、抜本的な改修が今後とも必要かなと、こうしております。

議長（渡邊正策君） これで浅野議員の一般質問を終わります。

ここでお昼のため休憩をいたします。

午前 11時43分 休 憩

午後 1時15分 再 開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。1番、今井議員の発言を許します。

（1番 今井幸代君登壇）

1番（今井幸代君） 議席番号1番、今井でございます。議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずもって、先般8月に発生をいたしました広島土砂災害におきまして被害に遭われた方々のご冥福、お見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧がなされることをお祈り申し上げます。

今回は、2つの項目について質問いたします。まず、1つ目は、防災意識、自助、共助意識の醸成と責務について。2つ目は、家族の重要性と定住促進、高齢者の孤独化防止、少子化対策について、以上2点について質問をいたします。

平成23年3月には未曾有の被害をもたらした東日本大震災、同年9月には台風12号による紀伊半島大水害、そしてこの8月に起きた広島土砂災害と、日本は改めて災害大国なのだと実感しております。新潟においても7.13、7.29水害、そして中越、中越沖地震とたび重なる災害を経験し、自然の猛威に対していかに人間は無力であるかということをおもひ知らされました。しかし、自然に対して無力な私たちではありますが、命を守るための知恵があります。自然災害についての歴史や、これらの大災害を経験した人たちの被災経験から多くのことを学び、いつ発生するかわからない災害から命を守る知恵をしっかりと身につける必要があります。大規模災害を通じて物理的な問題と公助の限界も痛感いたしました。地震で考えれば、海に面していない当町で考えると、火災や家屋の倒壊などの生き埋めなどの被害を想定いたします。平成7年発生した阪神淡路大震災のデータを見ても、生き埋めや閉じ込められた際の救助状況では、自力や家族で助かった、いわば自助が66.8%、地域などの共助においては30.7%、自助、共助で合わせて約98%が救助されました。この数字だけ見ても自助、共助の大切さは言うまでもありません。町でも自助、共助の重

要性を発信し、自主防災組織の立ち上げの推進にも尽力をしてきました。しかしながら、自助、共助という言葉は防災のみに使われているわけではないがために、自助、共助、公助、この言葉によるイメージの捉え方やその役割の違いなど十分に浸透していないとも感じております。今後、当町において防災、減災対策を進める上で、改めて町民一人ひとりが行うこと、また事業者、地域などで行うなどの自助、共助とそれらを補う公助、この自助、共助、公助の責務などを整理するべく、条例制定をしていただきたいと思います。町民一人ひとりの、また町内事業者の防災意識が高まらなければ、結局のところ救える命も救えません。例えば一人ひとりができるであろう自宅の家具の転倒防止さえも実は多くの町民の皆さんが実践していません。家具が倒れてお子さんが大けがをしても、残念ながら救急車は迅速に対応はできません。災害時、救急車は消防車とともに火災現場を優先して運用されます。災害直後に機能しないことはもはや想定外とは言えません。命を守るためには行政に頼るだけではなく、まずは我々自身ができることをしっかり実践し、そして地域で守る命をしっかりと守る必要があります。自助、共助、これらの推進を条例化すれば、それが全て解決されるわけではもちろんありません。しかしながら、災害時の自助、共助の取り組みをしっかりと体系化し、また明文化し、周知、発信することで、災害時に命を守るための政策サイクルが行政レベル、そして地域レベル、町民レベルで回っていくことを期待できるのではないのでしょうか。そして、この自助、共助の推進を条例で制定することにより、今後予算配分もより必要なところに行き渡るメリハリもつくのではと考えております。そこで、こういった自助、共助の責務を明記した条例を制定すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、2点目、家族の重要性と定住促進、高齢者の孤独化防止、少子化対策について質問をいたします。現在、私たちの前に直面する問題の多くは家庭のあり方の問題に端を発するという側面があると思います。戦後の占領政策により家族制度は崩壊し、日本は多くのものを失いました。また、2013年、最高裁にて婚外子の相続差別の違憲判決が出ました。私は、これによる家族の崩壊を危惧しています。家庭の教育力、保育、高齢化による諸課題を包括的に考えると、今必要なのはよりよい家庭を社会ぐるみで築くことだと思います。参考までに平成12年の国勢調査から当町の世帯数における3世帯家庭の比率は28.3%でしたが、平成22年度では21.9%でした。一昔前では子供と一緒に住んでくれないと寂しさや不平不満をこぼしていた高齢者の方も、最近では別居のほうが気楽、近くに別居したいという方も増えてきています。家族のあり方については、もちろん強制できるものではありません。個

人の考え方にはよりますが、豊かな社会等を継承していくには家族形態を一定の方向に導いていくことも重要であると思います。3世帯同居はもちろんですが、みそ汁の冷めない距離の家族形態である3世帯近居、この意義やメリットなどを子育てや介護の視点で重視をし、また希薄になりつつある地域のきずなの社会の実現に向けて3世帯同居、近居施策を検討し、推進していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

定住化促進として、新婚世帯の家賃補助、新築住宅の固定資産税の減免や住宅ローンの利子補給制度も創出しましたが、親元近居世帯や3世帯同居世帯の推進を図ることで、長期的には少子高齢化にかかわるさまざまな諸課題の緩和につながることを考えますし、日本人本来の姿である自助、共助を中心とし、家族を敬い、祖先を敬い、そして地域を敬う姿を取り戻す一助になるかと思えます。これらを踏まえた3世代同居、近居施策を検討してはと思えますが、町長の見解を伺いたいと思えます。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 今井議員のご質問にお答えしますが、最初に自助・共助推進条例の制定についてのご質問であります。防災あるいは減災対策としての自助、共助への取り組みが有効であることは議員ご指摘のとおりだと思っております。町では、町民の自助、共助といった防災意識の啓発を行うため、自主防災組織連絡協議会や、あるいは職員による出前講座などを通じまして自主防災組織の結成と活動への支援、育成を行ってきたところであります。現在の自主防災組織の組織率は94%で、未結成地区はあと2地区ありますが、今年度中には結成される予定になっております。議員ご提案の条例の制定については、自主防災組織と関係者の意見も参考に、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

次に、家族の重要性と定住促進、高齢者の孤独化、それから少子化対策についてのご質問であります。少子化、定住対策を展開するに当たりましては、家族というものが重要であるということについては今井議員と同様に着目しておるところであります。6月の定例会において説明いたしましたとおり、国の地域少子化対策強化補助金の事業の一つとして、家族をテーマにした中学生講演会及び意見交換会を実施いたします。今井議員のご提案にありました3世代同居あるいは親元近居につきましては、3代世帯、いわゆる3世代同居とか、あるいは親元近居の多い地域においては出生率も高い傾向があるようであります。また、3世代同居、親元近居

の多い地域は人とのつながりも強く、地域環境がよい傾向もあることから、3世代同居や親元近居を維持することは非常に有効なことだと思っております。

以上のようなことから、今井議員のご提案につきましては、今後の少子化、定住化対策の立案に当たって参考にさせていただきたいと思っております。県内でも新潟市はじめ幾つかの市町村では既に条例も作っているようでありますので、私どもも検討していきたいと、こう思っております。また、家族に加えて、ほかのさまざまな視点からも施策検討を行うため、転入者及び子育て世代へのニーズ調査を実施しまして、現在分析作業を行っております。さきに調査を実施いたしました子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査の結果も参考にいたしまして、これから実施すべき少子化、定住対策を検討しまして、できることから展開していきたいと考えているところであります。

以上であります。

1 番（今井幸代君） ご答弁ありがとうございました。2 回目の質問をさせていただきます。

まずは災害時の自助、共助の条例制定について質問をいたします。この地域防災計画においては、住民の責務ですとか地域の責務ですとか、そういったことがきちんと明記されてあります。しかしながら、こういった防災計画というのは関係者が見るものであって、なかなか住民の皆さん個人個人に計画されている責務についてはやはりまだまだ周知し切れていない部分、「きずな」等でもその都度といいますか、定期的に防災に関しての啓発等をしておるわけではございますけれども、なかなか町民の皆さん方の危機意識にはつながっていかない。土砂災害のハザードマップもこのたび作りました。関係される住民の方を呼んでの説明会等もやりました。しかしながら、なかなか町民の皆さんに実質行動に移らない、地震で言えば家屋の家具等の転倒防止、耐震化等もあるかと思うのですが、耐震化はやはり大きな金額が動くものですので、そう簡単にできるものではありませんが、家具の転倒防止等は本来であればすぐにでもやれるところですが、実際にやらない。これが正直な現状というところだと思えます。しっかりと条例を制定して、自助、共助という役割を明らかにして、その理念もしっかりと明らかにして、明文化することで自発的なそういった町民個人個人の防災活動につながっていく、そしてそれを促進するためにはやはり必要ではないかなというふうに考えております。こういった防災計画ですとか自主防災組織の中で地域の活動等もやっていただいて、これからさらに活性化されていくものと思えますが、まずはその一番大もととなる自助・共助推進条例、

仮称ですけれども、そういったものをしっかりと上に持ってきて、その理念をしっかりと作り上げて、その責務をしっかりと明文化して役割分担をしていけばもう少しわかりやすくなっていくのではないかなと思います。せっかく計画の中ではうたっているのですから、ここに計画にうたわれているさまざまな町民の責務、事業所の責務というのはもう全くそのとおりであるものです。これをしっかりと条例化するというのは、私はそんなにやってはいけないものではもちろんないと思いますし、逆にやることによって政策的な理念ですとか、あとは連携ですとか、そういったものもよりとられるのではないかなというふうに思いますので、ご答弁の中で自主防災組織の連絡協議会の中で各関係者とも相談をしたいということですので、その辺を踏まえて、ぜひ検討していただきたいなというふうに思っております。

防災意識の醸成ということでお話をさせていただきますと、このたび土砂災害ハザードマップが完成しました。こちらが平成21年に作られた洪水土砂災害ハザードマップです。平成21年にこれは作られて、各世帯に配布されているものですが、ハザードマップ、これ例えば加茂川が氾濫したら、これだけの浸水被害が出ますよと、そんなふうに出ているもの、避難の心得なんかも書いてあります。平成21年に配布をしまして、それから5年程度……平成26年ですか、5年程度たっておるのですけれども、今回広島土砂災害が起きて、ハザードマップの重要性もマスコミ等で大きくうたわれるようになりました。防災計画の中でもこういったハザードマップの周知、徹底のようなことも記されてあります。ホームページ等でも私見ましたけれども、これは残念ながら掲載はされておりませんでした。せっかく住民の意識もこういった災害があると少し関心が高くなる時にしっかりと情報を出していくというのも必要なことだと思います。そもそもハザードマップはホームページに載っておいてしかるべきなものだと思いますので、周知、徹底というところも防災計画に入っておりますので、情報発信もいま一度スクリーニングをして進めていただきたいと思います。しかしながら、情報発信をしても、逆にこういったハザードマップを見ることによって、あっ、では自分たちの地域はそこにかかっていないから大丈夫だなと逆に安心してしまうところもあります。これはあくまでも降雨量60ミリでしたか、程度、1時間当たりの降雨量が60ミリ、そういったものを想定して作ったものになっておりますが、実際それを上回る降水量というのは年々増えておりますし、もはやそういったハザードマップも発信するとともに、これを信じるなということもやっぱり発信をしないといけないと思います。私、釜石の奇跡で少し有名になりました群馬大学の片田先生、釜石の奇跡、中学生が津波被害から

逃れるように防災教育をしていった、そこの指揮をとられた片田教授の講演を聞く機会がありました。その中での避難3原則というところで、まずは想定を信じるなということ。ハザードマップを見せながら、これを信じるなというふうに自分は伝えたと。本当に私たち、どうしても知識が薄い町民の皆さん方は与えられる情報をやっぱりうのみにしてしまっていて、それがハザードマップで自分たちの場所は1メートルぐらい……1メートルも行かないような浸水だから問題ないね、床下ぐらいで終わるね、そんなふうに思ってしまったり、逆を言えば自分たちはかかっていないから大丈夫だ、そんなふうに思っている方も中にはいると思います。ハザードマップを作って、それを周知徹底すると同時に、これはあくまでも想定であって、自然の猛威はどうなるかわからないということもしっかり伝えなければなりません。地震においては、田上で一番影響がありそうな断層で言えば月岡断層だと思うのですが、月岡断層という、旧豊浦町、豊浦から村松にかけて約30キロほどに伸びている断層が存在します。こういった実際断層もありまして、これがでは地震が起きればどの程度の地震になるのかといえ、想定で言えばマグニチュード7.3程度、そして震度で言えば震度6程度の地震が発生するであろうというふうに推測されています。そういった断層があるということをしちんと知らせるだけでも町民の皆さんの危機意識、危機管理意識の向上につながるかなと思いますし、自然の脅威というのをしっかりと捉えた情報発信、そして想定を信じるなということ、そこを踏まえた情報発信していただきたいなというふうに思います。

続いて、2つ目の家族の重要性と定住促進というところの質問をさせていただきますけれども、現在ニーズ調査等の分析をしている最中ということではありますけれども、今現状として例えば親元のところに帰ってきて同居をする。そうすることによって世帯収入が増えて、介護保険料が上がってしまったりとか、あとは近居や同居で子供を預かってみてもらう、そんなことをしていたり、親の介護、親の面倒を見ていたり、当たり前のことを当たり前一生懸命やっている方たちが税制的な優遇がなかなか受けられないといえますか、実質子供を1人預けると、未満児であれば一月使われる税金の金額で言えばやっぱり60万円程度になるのでしょうか。しかしながら、子供を親元で、例えばおじいちゃん、おばあちゃんたちが見ている。そうした子供たちに1人当たりでは60万円、70万円の公的な何か援助があるかという、それは全くないわけで、そういった自分たちで頑張ろう、自分たちで何とかしようと頑張る方たちがなかなかそういう公助の部分を受けないという部分も、もう少し政策転換をして、ある程度家族の形態がそちらのほうに進むように、何か

補助であったりとか、税制的な優遇であったりとか、そういったことを進めていかなければいけないのかなというふうに思います。定住化促進で人口を増やすことももちろん大事なことです。しかしながら、地域の人たちを見ていると、誰でもいいから来てほしいと思っているわけではやっぱりないのですよね。数ももちろん大事だけれども、やっぱり地域をわかってくれて、地域の活動にもやっぱり一緒に参加をしてくれて、地域と一緒に作ってくださる方たちを増やしたいというのがやっぱり町民の皆さんの思いなのだと思います。人は増えたはいいけれども、地域の活動にも何も参加しない、地域のことは知りません、隣近所は知りません、関係持ちませんみたいな方が増えてしまっただけでは、これは全く町のこれからの発展ですとか、地域のコミュニティを考えると、これは全く不健全な姿であって、そうなるとうやはり地域を理解をして、地域のつながりを持っている近居、同居というところに着目をして、それらを推進していくというのはやはり町の長い、長期的な視点で考えると、地域のコミュニティであったり、大きく見れば高齢者の医療費の抑制にもつながると思いますし、家庭の教育力の強化にもつながると思います。実質今、リフォーム補助等もやっておりますけれども、例えば、これ以前にもほかの議員の方がおっしゃっておられましたけれども、例えば3世代同居にかかわるリフォームの際は、もう少し町の補助を増やすとか、それとも違う形の税制の優遇とか、何かしらインセンティブがあるような形にしていかないと、なかなか近居、同居というふうな方向に振り向いていかないのではないかなというふうにも感じておりますので、その辺踏まえて少子化、定住化、これ少子化対策推進室になるかと思っておりますので、数だけにとらわれず、地域のコミュニティをいかに作っていくか、地域の人々の心をどういうふうに作っていくかというところもやはり地域の定住化、町づくりというところの観点で非常に大切な項目になってくると思いますので、その点を十分留意していただいて、政策立案をしていただきたいと思います。

以上です。

町長（佐藤邦義君） それでは、今ほどの今井議員の2回目の質問にお答えしますが、最初に条例制定を進めてほしいということですが、私ども災害、防災、減災に対しましては、第1はやっぱり自助、共助ということを挙げております。そして、同時に公助もということですが、今井議員のご質問ではいわゆる町民の皆さんにその違いなり、あるいは徹底をしてほしいということでございますので、先ほど申し上げましたように十分検討いたしまして、町民の皆さんがこの違い、あるいは必要性について、やはり自主防災組織等を通してしっかり周知をさせていき

たいと、こういうふうに思っております。

2番目にありましたハザードマップのことにつきましては、先般監査委員のほうからも実は土砂災害のハザードマップの周知の仕方についての指摘がございましたので、今後検討して、今ほど今井委員がご指摘したと同じようなこともご指摘をいただいておりますので、ハザードマップの活用等についてはこれから進めてまいりたいと思っておりますが、ご承知のように羽生田学区のほうの土砂災害についてのハザードマップも含めましての説明会が終わっております、これから田上学区につきましても同様にハザードマップを使いまして土砂災害についての意識の高揚に努めていきたいと、こう思っております。ここでも、これまでの説明会の中でもやはり自助、共助ということを中心に話をしてきております。ぜひとも住民の方がそういう警告が出たときにどんな方策をしたらいいかというところの細かいところも説明をしながら、ハザードマップを活用できるようにしていきたいと、こう思っております。

2点目の大きな家族の重要性については、これは今井議員のご指摘のとおりだと思っております。残念ながら、田上町では必ずしも同居したことによって税制上の優遇措置はなっておりません。そんなことで同居ができない、あるいは3世代同居あるいは親元の近居ということができないということでは困るわけありますので、これからご指摘のありましたこういった形が町の活性化あるいはコミュニティのいわゆる活発化になっていくというようなことありますので、これも先ほど研究課題にしたいと、こう言って答弁いたしました、ぜひ私どもも研究をしていきたいと、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

1番（今井幸代君） ありがとうございます。

まず、最初の条例制定に関連する自助、共助意識の醸成というところで、最後質問させていただきます。やっぱり人間というのは、自分の命の問題になるとなかなか主体的に考えられないと思います。自分が死ぬということを計画に入れられないのだと思います。1年間で例えば4万5,000の方が交通事故によって亡くなっています。でも、実際に自分がそれによって死ぬというふうに思う方って多分いらっしゃらないと思うのです。でも、1億円の宝くじなら当たるかもとみんな思って宝くじ買うわけですね。宝くじだと当事者なのに、交通事故だと自分は関係ないというふうに思ってしまうのと同じように、みんな自分はいつか死ぬとわかっている、誰も自分の死期を明確に捉えていないから、だからこそ幸せに暮らせるのだとも思うのです。そういう人間の特性といいますか、人間の心理特性も理解した上で情報

の発信をしていかないと、今までどおりにやってもなかなかやっぱり町民の皆さんの危機意識にはつながっていかないのかなとも思います。その辺なんかもぜひ研究をしていただきたいなと思います。なかなか姿勢を変えるということは人の生きざまを変えるというもので、大人になってからでき上がったものを変えるというのは正直なかなか難しいですね。だからこそ重要なのがやっぱり子供の教育なのだと思いますし、10年それを続けていけば、やっぱり子供たちは大人になりますし、その子がまた10年たてば親になっていくと思います。そういった子供たちの教育をしっかりしていくことで、真っ当な親のもとでやはり真っ当な子供が育っていく、それがやっぱり文化の醸成にもつながると思います。非常に長い期間をかけて、そういった文化を作っていけるような風土をこの田上町から作っていければなと思いますので、その辺は教育長、教育委員会のほうにも期待を申し上げて、答弁は結構ですので、意見としてお聞きいただければと思います。

あと、最後、3世代近居、同居については、それらのメリットを十分にご理解していただいて、施策のほうに検討、研究していただけるということで、前向きに理解をしておりますので、よろしく願いいたします。家族は、社会の最小単位が一番小さなコミュニティであります。そして、そこが一番人生の中でも人格の形成においても大きな影響を与えるものだと思います。そこをしっかりとっていくことが地域をつくり、町をつくりというところにつながるといいますので、ぜひ前向きな政策検討をしていただきたいと思ひまして、私の意見とさせていただきます。

答弁は結構でございます。ありがとうございました。

議長（渡邊正策君） 今井議員の一般質問を終わります。

最後に、11番、池井議員の発言を許します。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 一般質問をさせていただきます。

今回、一般質問者4人ということで、ちょっと寂しい限りでございます。私は、一般質問をするということをテーマに挙げて3期の議員活動をしているのですが、46回目、46回連続の質問となります。ところが、今回一般質問するに当たって非常に難儀しまして、実は私、3期目からはちょっとマクロな立場から、細かいことではなくて大きな視点からちょっと質問していこうと考えています。その中で当初、テーマに挙げた人権問題と移民政策という何かどちらも田上町にぴったりこないようなテーマを挙げていて、途中でちょっと挫折してしまって、それからまた新たに

今回の災害関連と防災訓練についての質問を検討したところでございます。要旨が非常に淡白になっておりますけれども、追加説明をしながら質問させていただきたいので、ご答弁のほうをよろしくお願いいたします。

今ほど申し上げましたように災害と防災についてです。今井議員からもありましたように、広島で災害に遭われた方には心からお見舞いを申し上げたいと思います。

まず、第1番に避難勧告等の発令についての質問でございます。広島土砂災害、大島の土石流、この2つの災害は深夜に発生して大きな被害を出しました。当田上町では、深夜に局地的な豪雨が発生し、避難の必要性が発生した場合、どのように対応するのか、非常に心配になったところでもあります。避難勧告を出すにしても、当町に防災無線ありませんけれども、防災無線も多分聞きづらい状況でしょうし、広報車を出したところで、また伝達できない。区長は、多分もう眠っているのではないかなと、区長はというか、住民はみんな眠っているのではないかなというような状況もあるかと思っております。ちなみに、ちょっと余分な話ですが、きのうも田上中の運動会ありましたけれども、運動会現場にいたら、あんなぐしゃぐしゃだったというのを見て、私全然雨が降ったこと気がつきませんでした。ですから、そんな状況で大きな災害起きたら、気がつかないということもあるのかななんて思っているところでございます。それとともに、もう一つ課題になるのが地域整備課と総務課の動きです。個人を言うわけではないのですが、地域整備課の課長は小須戸に住んでいらっしゃるわけですし、災害対応の一番のリーダー的に動かなければならない部署かと思っております。昨今の集中豪雨というのは、本当局所的に起きております。そんな中、田上町で起きている局地的な豪雨、このような情報を課長は小須戸にいるのでわからないかもしれない。補佐がキャッチする、または課員が把握するとか、いろいろなやり方があるとは思いますが、どのようなやり方で情報をキャッチし、どのようなプロセスで町長の判断を仰ぎ行動に移していくのか、避難勧告という形、または土砂災害危険情報というような形で伝えていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

また、同じようなことを総務課のほうではJアラートや、また国、県からのファクス等々いろいろな伝達手段で町役場に情報が入ってくると思っております。これが深夜に入ってきた場合は、どのようにキャッチをして、どのような伝達経路で意思決定がなされていくのかというのを、この深夜という時間帯の対応をお聞かせいただきたいと思います。

2番目の質問です。2番目の質問は、防災教育についてです。まず、質問の項目

先申し上げます。教育の現場では防災教育はどのようになっているのか。幼稚園、小学校、中学校、それぞれの内容をお聞かせください。

また、町民に対する防災教育はどのように考えていますか。これは町長にです。町民向けの防災マニュアル等は作成しますかという内容です。これについて補足説明を2つ、私の最近の知ったところからお話ししたいと思います。私は、10年前に発生した中越地震の……タイトルでは、小国町にある下村という地区なのですが、下村集落の10年の歴史を伝える事業というもののお手伝いを今しています。要は災害の経験を後世に伝えていこうという事業です。そんな中で、いろいろな聞き取り調査、当時の総代の人からの聞き取り調査ですとか、住民のそのときあなたは何していましたかというような聞き取り調査を今お手伝いをしているところです。そのとき何していたかというのは、ちょっと余談になりますけれども、それこそ床屋さんにてシャンプーしていた人だとか、子供と一緒に風呂入っていて、風呂の戸があかなくて、子供を脱衣所の窓から出したとか、そんな話があったり、トンネルの中を走っていて、車がぎしぎし、ぎぎぎっといったという話を聞いたりだとか、寝ていて全く気づかなかったなんていう話も実はございました。それからまた、教訓を伝えるというような話で、いろいろ、電池は常に備蓄しておくべきだとか、ガソリンは車は満タンにしておくべきだとか、いろいろな話もあるのですが、一番おもしろかったのは、ご紹介したいのは、冷蔵庫は大きなクーラーボックスだと。あける回数さえ間違わなければ3日間もつ。これは、慌てないでクーラーボックスとして活用すべきだというような、非常になるほどというような話を聞くことができました。これは、今ちょっと事例なので、参考にしてもらえればと思うのですが、もう一つ一番私が聞いて驚いたのが、この10年前、当時小国町です。長岡市の合併直前でした。小国町という田上と同じぐらいの町レベルで、当時防災訓練というふうにしっかり言っていたのかどうか、自主防災組織なんていう言葉はなかったと思います、余り。ただ、防災訓練がしっかりこの小国地域ではなされていて、何とこの中越地震、10年前の10月23日、発災したその日の夜には、下村という集落なのですが、下村災害対策本部という看板は以前に作ってあって、災害対策本部の看板を出したというのです。これ10年前ですよ。10年前で、自主防災組織なんていう言葉がないのに、災害対策本部をその集落が作るというすべを知っていて、それをすぐ立ち上げたということで、その後の非常にスムーズな連携、例えばどこに寝たきりの年寄りがいるので、すぐその倒壊しないような車庫に移したとか、いろいろな話を聞かせていただきました。そういうことを聞くと、同じよう

な町で10年前にはもう既にそんなことをやっていたのだと。町民に対する防災教育が非常に進んでいたということが浮き彫りにされました。それで、今回町の防災教育はどのようになっているのか、町民に対しての防災教育を質問するところであります。

それからもう一つ、私が所属しております全国災害ボランティア議員連盟の視察研修会が静岡県の静岡県地震防災センターというところで行われました。地震防災センターという、こういうパンフレットがあって、県が設置している県の職員が派遣されているところなのですけれども、平成15年1月14日にオープンをして、その後何度もリニューアルをして、そこで研修やら何やらいっぱいやっています。ちなみに、年間4万人の来場者があるそうです。3.11があったその年は8万人来場したということで、中には会議室等、研修室もあるのですが、津波シアター、耐震体験コーナー、それから消火体験コーナー、それから家具の固定コーナーとか、自主防災組織コーナー、エントランスがあって、また東海地震のいろいろな津波実験装置、振動実験装置、液状化実験装置なんていうのが置いてあったり、防災グッズなんかも展示してあるところですよ。ここでお話を伺ってきました。そしたら、私の防災に関するイメージがもうがらっと変わってしまったところですよ。静岡県では、もうすごく……ちょっと言い方悪いですけども、何かおどしに近いぐらいのレベルで、住民に津波が来たらどうするのだ、どこに避難するのだということを徹底的にもう言っているわけです。そんな状況の中、海辺のある町と山手の町との人口が行き交ってクロスして、まるっきり違うような現象が起きているとかという話も聞いたところですよ。それで、何が言いたいかという、この地震防災センターで防災のいろいろな話、自主防災組織、静岡県は静岡県なりに自主防災組織のいろいろな課題を抱えながらもいろいろな教育をやっています。いろいろな人材育成もやっていたりするんですけども、私が一番興味を持ったのは……済みません。水飲ませてもらうか。済みません。46回目の一般質問にして、初めて水飲ませていただきました。防災演習の活用ということで、災害図上訓練、通称ディグ、DIG、大きな地図を囲みなら参加者全員で地域の防災対策などを考える訓練で、オリジナル防災マップ作り、災害に対する強み、弱みの把握、防災意識の高揚が期待できるというもの。それからもう一つ、避難所運営ゲーム、通称ハグという、HUG、ゲーム参加が避難者を体育館や教室に見立てた平面にどれだけ適切に配置できるか。また、避難所で何が起こるか、さまざまな出来事にどう対応していくかを疑似体験するゲームです。それからもう一つ、自主防災組織災害対策訓練イメージテン、TENというや

つです。災害時に自主防災組織がどのように対応したらいいかを具体的に考えるイメージトレーニングで、具体的で実践的な防災対策や防災対応が理解できるもの、このディグ、ハグ、テンという3つのいわばワークショップ的な災害訓練の方法が導入されていました。その中で1つまたもらったのが、家庭内ディグというもの、これお家に帰ったらやってくださいとあって、そこに見学に来る子供たちなんかに渡したり、我々ももらうのですけれども、要は家庭内でのワークショップのシートです。家の中でこういうふうになっていまして、家の見取り図を描く。まず、見取り図を平面図を描く。危険な場所を探す。元栓の位置を確認する。避難経路の確認をする。地震後の生活を考えるという5つのステップをこのシートを使って体験していくという家庭内ディグというシートです。こういうものを使って訓練をしています。さっきから何が違うかということなのですけれども、私が感じたのは今までの防災訓練、多分田上町……この後でも質問しますけれども、田上町で行われてきた防災訓練、避難訓練というのは災害が起きたらどういうふうになる。ここは危険地帯だよというようなことを理解するというのと、あと消火器の使い方はこうだとかという体験する、この2つだったと思うのです。どこでも多分そうだと思う。理解する、体験するだと思えるのですけれども、静岡県で行われていたのは、これ地震防災センターのセンター長が最後に言った言葉です。これもまた自助、共助の話も出てくるのですが、「まれにしか遭遇しない災害をいかに具体的に自分自身でイメージできるかが防災対策の鍵となる。みずからの命はみずから守る、自助。みずからの地域はみんなを守る、共助。そして、それらをしっかりと支える公助」というふうになっていますけれども、要はこのイメージだと思います。さっきのディグというのも、DIGというのも、これ何の略かということ、ディザスター・イマジネーション・ゲームというのですか、ということで、やっぱりイマジネーション、イメージをすることです。こういうふうな体験になったら、どういう状態になるのだろうかとかというイメージを膨らませながら体験をしていくというような仕組みが導入されているのを非常にびっくりしました。

それから、防災マニュアルについても質問しましたがけれども、今市民向けにわかりやすい防災マニュアル、これ静岡県が出している地震防災ガイドブックというものです。これも非常に事細かにどういうふうな災害が起きたらどうだ。これ地震だけなのですけれども、対応の仕方だとか、または固定器具のつけ方から、避難の仕方、補助金のどこから出てくるかとか、そんなのから非常持ち出し袋に入れたらいいものとか、役割分担行動表だとかいろいろなものを、家族の役割をテレビやラジ

才は誰が情報を確認するかとか、そういう名前を入れる欄があったり、さまざまなこういうマニュアルができています。静岡ではこういうのあるのですけれども、田上町ではこういう家庭向け、町民向けのマニュアルを作成することができるのかというところを質問いたします。

3番目です。そして、田上町が10月19日に予定されている田上町総合防災訓練についてです。いろいろなところから聞こえてくる話によると、何か自衛隊の車両とかが展示されるのだとかいろいろな話を聞くところですが、ちょっと詳細な内容というのが実はまだ我々には聞かされていないような気がします。初の試みですので、詳細な訓練内容と、それからここが肝だと思うのですけれども、達成目標というのは今回の防災訓練ではどのように捉えて設定しているのか、お聞かせいただきたいと思います。また、達成目標というのはいろいろあると思います。参加する住民、自主防災組織にとって、一緒に出る消防団にとって、町職員にとって、それぞれで違うと思いますが、それぞれの達成目標をどのように捉えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長（佐藤邦義君） 今ほどの池井議員のご質問にお答えしますが、最初に避難勧告等の発令についてのご質問であります。避難勧告等の伝達については平成25年3月に作成しました町の避難勧告等の判断、それから伝達マニュアルに基づいて対応することとしております。具体的には、各地区の区長への電話、それから町ホームページ、そして携帯電話への緊急速報メール、それから町の登録メール、そして消防ポンプ置き場のサイレン塔の吹鳴、または広報車による広報などの手段により、災害の状況に応じて適切に伝達してまいりたいと考えているところであります。

また、豪雨対応についての地域整備課及び総務課対応プロセスについては、基本的にはマニュアルに沿いまして、同一で行動しております。豪雨対応につきましても、水防法に基づきまして水防計画による行動を行っており、水防体制につきましても、第1配備は大雨洪水注意報の発令時相当量の降雨が見込まれるときに、第2配備は大雨洪水警報の発令による浸水被害の可能性があるとき、そして第3配備は既に相当な被害が発生し、重大な被害のおそれがある場合及び災害対策本部が設置されたときの体制をしきまして、年度初めに職員の意思統一を行った上で町内の水防重点拠点に対応をしております。職員の情報収集であります。県の防災当局のファクスや気象庁のレーダー、そして国土交通省の局所的な雨量状況をはかるXバ

ンドレーダーなどを参考にいたしまして、降雨状況により第2配備体制を検討することになっております。この第2配備の段階で町民周知体制を確立しまして、町長、それから副町長、教育長に情報を伝えることになっております。その後に降雨状況により第3配備として対策本部の設置などを検討した上で、避難勧告、避難指示を発令することとなっております。

また、地震、暴風あるいは土砂災害、豪雪についても同様に、情報収集を行い、マニュアルに沿って行動し、重大な災害が見込まれる場合は対策本部を設置し、対応することとなっております。

次に、防災教育についてのご質問ですが、学校関係については後ほど教育長がお答えしますので、私は町民向け防災マニュアルについて回答をいたします。今ほど、池井議員から静岡県のを提示をいただきましたが、残念ながら町民向けの防災マニュアルは作成しておりませんが、これまでは町広報紙あるいはパンフレット、ハザードマップなどの配布、町民説明会の開催などを通して避難情報の伝達方法あるいは避難方法、それから防災に対する日ごろの準備などをお知らせし、防災意識の啓発に努めてきたところであります。

最後に、田上町の総合防災訓練についてのご質問ですが、訓練の主な内容といたしましては、信濃川、加茂川の水位が上昇し、堤防決壊の危険性が非常に高まったという想定で、避難勧告の発令から避難行動までの一連の対応について町自主防災組織、または消防団などの関係団体が一丸となって実施することにより、いざというときに迅速かつ正確に対応できるよう訓練を行うものであります。なお詳細な内容についてはこの後総務課長より説明をさせますが、今回の訓練は町としては初めてとなる総合的な訓練であります。主な目的としては、まず関係団体が災害時に想定される行動を実際に行うことにより、シナリオどおりに行動できたかどうかを検証しまして、今後の対応に反映させるために実施するものであります。また、あわせて訓練への参加と見学によって、町民の防災意識の向上を図りたいと考えておるところであります。

以上であります。

(教育長 丸山 敬君登壇)

教育長(丸山 敬君) 次に、防災教育について、幼稚園、小学校、中学校の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

最初に、竹の友幼稚園での状況についてですが、年間を通して避難訓練は火災、風水害、地震災害対応で11回、不審者対応で1回実施をしております。幼児

園での防災教育の基本は、園児の命を守ることが第一義となっています。また、小学校での避難訓練は、火災、地震、不審者対応で各1回、計3回実施しておりますし、中学校では火災、地震対応で各1回、その他不審者対応を実施しております。学校における防災教育は、新潟県が作成しました新潟県防災教育プログラムを活用して実施しております。この防災教育で目指す児童・生徒の姿は、1つ、自分の命は自分で守るという姿勢を身につけ、災害時には危険をみずから察知し、率先して安全を確保するための行動ができる。2つ目は、災害及び被害の特徴、発生のメカニズム、地域の自然環境、災害防災についての基本的な事項を理解できる。3点目は、災害の発生時及び発生後に人々や集団、地域の安心・安全に対して進んで役に立つことができるとしてあります。このプログラムは、群馬大学理工学研究員の片田敏孝教授による統括のもと、県内外の有識者、学校教育現場の教職員、県・市町村教育委員会等の協力を得て作成をされました。片田教授は、「災害時には自分の命をみずから守り、自分ができる最善を尽くして生き延びる、そういった姿勢を育むことが防災教育では最も重要なことです」と述べておられます。田上町でもこの姿勢の教育を第1にしたいと考えております。

以上でございます。

総務課長（今井 薫君） それでは、私のほうから10月19日実施予定の防災訓練の詳細についてご説明申し上げます。

まず最初に、訓練の参加団体でございますけれども、町のほか、町の無線クラブ、それから消防団、それから消防署、田上中学校、それから自主防災組織、日赤奉仕団、陸上自衛隊、社会福祉協議会などから400人程度参加をいただく予定に今なっております。訓練の項目につきましては、朝の7時40分開会式から始まりまして、防災対策本部設置訓練、それから情報収集・伝達訓練、救急救護訓練、住民避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し訓練、災害ボランティア設置訓練、それから体験車、防災資機材の展示、防災講演会を実施いたしまして、12時ごろ試食会を開催して、12時45分に閉会というふうな内容になっております。

それでは、その内容につきましてご説明を申し上げます。災害対策本部におきましては、気象状況や災害状況などの把握、避難勧告の発令、その他機関への応援要請などを模擬的に行います。情報収集・伝達訓練は、緊急速報メール、町登録メールの配信、サイレン塔の吹鳴等により町内に避難勧告の伝達を行います。また、消防団と無線クラブが町内の河川や浸水区域から本部へ現地の状況について報告する無線交信訓練も行います。救急救護訓練では、女性消防団、広報班というのがござ

いまして、訓練の見学者に対しまして応急手当技術を披露するほか、消防署職員がAEDの講習を行います。住民避難誘導訓練は、避難勧告発令に伴い、川通りの自主防災組織が一般の避難者と要援護者役に分かれまして、町民体育館と武道場への避難を行います。また、避難所運営訓練といたしまして、町職員が避難所運営マニュアルに基づき、避難所を開設、それから避難者の受け入れを行います。炊き出し訓練は、日赤奉仕団、それから中店自主防災会、それから山田の自主防災会がおにぎりの炊き出しを行い、陸上自衛隊が豚汁を炊き出すというふうな内容になっております。災害ボランティア設置訓練につきましては、社会福祉協議会がボランティアセンターの運営訓練を実施いたします。それから、体験車、防災の資機材等の展示につきましては、降雨体験車の体験、それから陸上自衛隊車両の試乗のほか、会場内に防災資機材等を展示いたします。防災講演会におきましては、訓練の参加者、見学者、それから消防署の職員により、防災士として災害対応に当たった際の体験等を講演してもらい、防災意識の啓発を行うこととしております。なお、「きずな」の9月号で、もうすぐ皆さんのお手元に今週末に行くと思いますけれども、その訓練項目と、それからタイムスケジュール、それから実施会場等を載せてありますので、ごらんいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

11番（池井 豊君） 2回目の質問をします。ちょっと町長に質問の意図が伝わっていないなと思っているのですが、最初の質問、要は町の防災マニュアルの中に、災害等マニュアルの中にそういう2次配備だとか3次配備だとかというのの設置はわかります。これですから、深夜です。深夜。私が今広島や大島を見て、深夜に起きたら集中豪雨、イメージしてください。田上町だけが集中豪雨、100ミリぐらいの、があっという雨が降ってきたと。これその雨が突然降ってきたときに、誰が呼びかけてどうするのですか、2次配備だよというのを。誰が夜中の2時、3時、雨が降っているぞと、職員みんな家にいて、ああ、雨すごいなと、私は多分気づかずに寝ているかもしれませんけれども、雨ひどいなと。このときに誰が役場に行って、町長、これ2次配備で呼びかけますかというような相談をするのか。例えばこれ具体的にこんなこと言うと申しわけないですけれども、地域整備課長がもしかして、小須戸のほうちょっと雨が降ってなくて気づかないなんていうことがあるかもしれないし、総務課長がそういう係ならば、総務課長が段取りするのかとか、そこら辺の誰がどのような判断で深夜の行動をとって意思決定がなされるのか。そんな町長が登庁してくるまでの間に土砂災害起きるかもしれません。そういう対応をどのよ

うに考えているのかというところを、今回の広島の災害の報道を見た中で私は質問したいと思ったわけです。誰の呼びかけでどのようなアクションが起きて、どのような時間でタイムラグなく行うことができるのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。そこだけ、そこを明確にしてください。

それから、防災教育についてです。教育長、わかりました。幼稚園、小学校等々は自分の命を守るという避難行動の避難訓練というのは当然だと思いますし、県がやっている防災教育プログラムというのもわかっております。ただ、これ今ちょうど中越地震から10周年ということで、中越を中心とした各学校なんかでは新聞でよくそういう防災キャンプやっただとか、何とか体験やっただとか、やたら取り上げられるわけです。田上町も機会があったらぜひそういう具体的な体験訓練だとかを導入してやったらどうかと思っていますので、お答え聞きたいと思います。できればですけども、静岡まで行けとは絶対言いませんけれども、今長岡きおくみらい、小千谷のきずな館……川口のきずな館だったっけ。忘れたけれども、この3カ所、防災教育拠点があるので、そこに行って勉強してくるとか、そういうことはできると思います。なぜそんなこと言うかということ、さっきご紹介した静岡の地震防災センターの大型スクリーンがあるところの壁には小学生がやっぱりここで体験をしたときのメッセージみたいなものがぱっと張ってあるわけです。ああ、小学生とかの子供たちもこういうところでそういう体験、話を聞いて何かしらの勉強をしたのだなというのが非常に伝わってくる……感謝の言葉というか、自分の学びみたいなものがぱっと張り出してありました。そういうのを見て非常にそう思ったところがありますので、そういうふうな積極的にそういう特に中越という場を近くに持つ田上といいましょうか、新潟県内でそういうふうな防災教育はできるのかどうかをちょっと踏み込んでお聞かせいただければと思っています。

それから、防災教育、町民に対する防災教育でございます。町長は、今のところはそういうマニュアルを作る予定はないみたいな話でしたけれども、これは防災マニュアルというのは非常に日々進化していくものでございます。これ何年度作ったからいいやとかという、そういう性格のものではないと私は最近思っていますので、これ事あるごとに、何でもいいです。ネット上に保管してでもいいですし、デジタルデータとして持っていてもいいのですけれども、そういうふうに進化させた何年度版というのを常に用意して、それをちゃんとデータとして取得でき、また活用できるような仕組みを持っていただきたいと思います。私は、こういうようなの、予算かかることなので、こういうものを作って配布しろとは言いませんけれども、ぜひ

デジタルデータとして保存して、ホームページからダウンロードできる、またはプリントアウトできるとかしながら、何かあるときにそういうものを持ち出して、家庭内の防災教育といいたいまいしょうか、話の話題作りとか、そういうものに使えるような仕組みにしてもらえればと思っておりますので、そこら辺をお聞かせください。

それから、3番目の総合防災訓練ですけれども、内容は具体的にわかってきました。関係団体がちゃんとシナリオどおりに行動できるのかと、あと参加と意識の向上ということだということにはわかったのですけれども、できればもう少し、さっきの話の端々にも出てきました。消防団は、とにかく無線を使って、ちゃんとした災害状況の伝達ができるというものを指すのだということにはわかりました。ですから、消防団はそういうところのレベルをきっちりする。社会福祉協議会は、ボランティアセンターの立ち上げをちゃんとスムーズにできるようにするとか、そこら辺の各団体、自主防災組織は防災組織のレベルによって、それぞれによってテーマが、到達目標が、達成目標が違ってくるとは思いますけれども、そういうようなところを達成目標を各団体の中でしっかり作って、それが今年はこのことができた、できなかった、来年はでは今度こうしようとか、そういうふうなことができるような、ちゃんとした学びのステップとして防災力が高まるということが、1歩でも2歩でも進むような仕掛けをしてもらいたいと思っておりますが、そこをお聞かせください。

2回目の質問終わります。

町長（佐藤邦義君） 最初のご質問でございますが、深夜の豪雨に際してどう対応するかということでございますが、もう田上町も既にこの深夜の豪雨があって、田上駅前が大変な災害になったということで、私はちょうど就任した年でございます。実際にはその現場に駆けつけて、とうとう役場に帰ってくるができなくなってしまったということで、予定した会議に遅刻して怒られたということがございまして、やはり現場の長がそこへ行くものではないと、こういうような戒めもあったわけですが、これまでの経験がございまして、担当課長のほうから今までの状況を含めまして、当然先ほど申し上げましたマニュアルのとおりに行っていますが、誰がということは当然近くにいる担当ということですが、詳しくは担当課長のほうから申し上げます。

それから、その次の防災マニュアルについては、現在作成していないということでありまして、池井議員のご指摘のように当然防災マニュアルに基づきまして町民が自主的に対応するためには必要なことですので、今後検討すべきものであるというふうには考えております。

防災訓練につきましてのそれぞれの団体、機関のそれぞれの目標の設定については、これもご指摘のとおりでありますので、実はこの後1カ月ちょっとしかない状態ではありますが、今までいろんなことを積み重ねてきておりますが、最終的にまだ完全なものになっておりませんので、できるだけ間に合うようにこれらについても整備をしていきたいと、こういうふうに思っております。

以上であります。

教育長（丸山 敬君） それでは、池井議員のご質問にお答えいたしますが、最初にちょっと県が作りました防災教育プログラムについてもうちょっと補足をさせていただきたいと思っております。県は、今年の2月に策定をいたしました。これ6編から成っております。各災害、津波、地震、洪水、土砂、雪害・雪対策、原子力防災編はまだできておりませんが、既に5つの災害について教育プログラムが作られておまして、ここへ持ってきたのは赤いこういう表紙になっておりますが、地震災害編ということで、こういうファイルになっておまして、その中に映像教材、DVD等も用意されておまして、各学校で持っております視聴覚機材等を使って、そういう映像教材を見ながら、間接体験になりますけれども、そういうことができるというようなプログラムで、なかなか学校も防災教育をする時間を確保するというのが非常に難しくなっております。各クラスが学活のようなところの時間を割きまして、クラス単位でこういう防災教育プログラムなんかを入れております。今、園・校長会等でも話題にしておりますのは、やはり実感のあるそういう防災教育にしていくために、ただ学校だけが例えば火災とか地震というのを間接的に防災訓練をやっているのも、これも大事なのですけれども、今町のほうで自主防災組織が立ち上がってきておりますので、1回くらいはそういう地域の自主防災組織と連携をしたミニの防災訓練のようなことをやれば、もう少し実際に即したそういう動きが、あるいはそういうシミュレーション、そういうことができるのではないかなと。もう学校という建物の性格上、必ずそこが避難所になるということは必定でございますので、そういうことを前提にした、やっぱり先生方含めて、地域の方々と一緒になって避難所をどう開設したり運営していくのかということもやはり研究していく、もうそういう段階に入っているのではないかと思っております。園・校長会でその辺を話題にさせていただいて、いろいろ今議論をしておるところでございます。特に幼稚園の場合は、ご承知のとおり園児がみずから逃げて自分の命を守るということはできないわけですので、全て周りの大人の方々の援助がなければ命を守ることができません。そういう面からもすぐ近くにあります田上中学校の生徒との連携

等も今議論をしております。いろんな形で家庭科の授業等でも竹の友幼稚園に中学生がお邪魔しておりますので、いろんな関係ができておりますので、そういうものを上手に使いながら、万が一そういう災害が発生した場合、人手が足りませんので、そういう中学生の方は助けられる存在から、もうあの体格ですので、人を助ける、そういう立場も十分活動できる子供たちですので、そういうことも考えていければなど、そんなふうに思っております。

また、ご質問の防災キャンプあるいは防災センターの活用ということも総合学習の一環で、例えばそういう施設見学、近隣の例えば見附の近くにありますが刈谷田川の防災センターとか、そういうところはそんなに遠いところではありませんので、例えばスクールバスを利用したりしていくことは可能であろうと思いますので、ぜひ参考にさせていただきながら、前向きに取り組んでいければいいなど、そんなふうに思っております。

以上でございます。

地域整備課長（土田 覚君） 私のほうから深夜時の対応についてお話し申し上げます。

基本的には、深夜であろうと昼間であろうと体制については変わりはありません。しかしながら、第1配備の職員がどういうふうに情報収集するかという部分についてお答えいたします。基本的には、第1配備の前には新潟地方気象台から三条地域振興局及び県の危機管理対策課及び東日本電信電話センターのほうから田上町のほうに情報が入ってきます。今後大雨について注意してくださいとか、今後24時間雨量はどのぐらいでとかいう部分で入ってきます。それらをもとに、町の宿直のほうからまだ降っていない段階で第1配備の職員のほうに情報が流れるという段取りになってございます。その後、町長がお話ししたとおり、第2配備、第3配備という重い体制作りになっていくということになっております。これは、先ほど冒頭申し上げたとおり24時間同様でございますので、よろしく願いいたします。

11番（池井 豊君） ちょっとわかってきました。今の地域整備課長の説明でわかりましたけれども、基本的にはでは宿直のほうで事前に察知した情報が来たときに第1配備の担当者に連絡すると。そこから第2配備、第3配備になっていくということはいくつもわかりました。

最後に確認したいのが、ここの段階で深夜だからといってタイムラグが生じたりしないかというところをちょっと確認したいと思います。

それから、多分大丈夫だとは思いますが、ぜひ庁議の中で、これがもし深夜だったら、広島のパターンがもし田上にあったときはどうなのだろうというこ

とをぜひそこをさっきの話ではイメージして、田上町はちゃんと機能するのかという、避難の勧告できるのかというところを確認してください。また、深夜だったら、それこそ区長に連絡する、広報車出す、サイレン鳴らすでどうなのだろうと、ああいう広島みたいな被害は防げるのだろうかというところをちょっと実際にイメージして検討してみたいと思います。そこら辺の検討していただけるかどうかをお話聞きたいと思います。

それから、マニュアルについてです。実は今年チャンスなのです。実は余り知らされていませんけれども、今年がたしか復興基金の最後の年になって、その最後の締めくくりとして震災のアーカイブ、要は伝える事業というのを最後に展開されているというふうに聞いております。伝える事業ということで、これは地元後世に伝えるということもそうなのですけれども、東日本の被災者の皆さん等々にも中越でダメージを受けた人たちがどういうふうに復興していったかというのをしっかり伝えていくというのをまとめるということも含めて、また被災災害発生時のこともまとめるということも各地で展開されているはずですから、各地で災害時の教訓だとか、伝えたいことというものが今年度、2月、3月ぐらいまでにもう冊子になって出てくるとお思いますので、そういうものを収集しながら使えるところを使いながら田上町でマニュアルを作成していくチャンスだと思っておりますので、そこら辺をご検討いただければと思っています。

防災訓練につきましては、まだ不明確な部分もあるということですので、ぜひそのような各団体それぞれの達成目標をイメージしながらやっていくことを望んでおきます。

それから、もう一つつけ加えるのが「きずな」で広報するというような話でしたけれども、せっかくいろんないい防災グッズの展示だとか、また自衛隊の車両も展示されるとか聞いていますけれども、そういうふうなものがあったりするということで、一般町民からもぜひよく見てもらって、参加の意識、まさに町長言っていた意識の向上という意味でプラスになるような仕掛けをどんどんしていただければと思っています。

それから、教育の現場においては、学校を避難所にしたそういう地域との連携も模索しているということを知って、ちょっと心強く思いました。そういうところからぜひやっていただければと思っています。答弁いただけるところあれば答弁いただいて、私の質問を終わります。

以上です。

町長（佐藤邦義君） 最初のご質問であります。深夜時の災害時の伝達について、いわゆるタイムラグないのかということですが、これはないとは申し上げられません。やはり多少のタイムラグはありますが、できるだけ早い時期で伝達をし、また避難勧告あるいは避難指示は早いほどよいというふうに今日本中がそういう認識になりましたので、大島のようなことにならないように、首長としても注意しなければいけませんし、広島もどうもおくれたということになっているようですので、早いほどよいということがございますので、そういう対応をしてまいりたいと思っております。

防災マニュアル、町民への意識づけ、あるいはそういったものの周知については、今後力を入れていきたいと、こう思っております。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 池井議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時42分 散 会

別紙

平成26年 第4回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第1号 平成26年9月8日（月） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	2番 3番
第2		会期の決定	15日間
第3		諸般の報告	報告
第4	選挙第3号	選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	選挙
第5	同意第2号	田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意
第6	承認第6号	専決処分（平成26年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告について	付託
第7	議案第29号	田上町長の給与の特例に関する条例の制定について	付託
第8	議案第30号	田上町税条例の一部改正について	付託
第9	議案第31号	田上町国民健康保険税条例の一部改正について	付託
第10	議案第32号	田上ごまどう温泉関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	付託
第11	議案第33号	平成26年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第34号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について	付託
第13	認定第1号	平成25年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	付託
第14	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第15	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第16	認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第17	認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第18	認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第19	認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第20	認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	付託
第21		一般質問	
		散会	

第 2 号

(9 月 22 日)

平成26年田上町議会
第4回定例会会議録
(第2号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 議 平成26年9月22日 午後1時30分
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 今井幸代君 | 9番 | 川口與志郎君 |
| 2番 | 椿一春君 | 10番 | 渡邊正策君 |
| 3番 | 有川りえ子君 | 11番 | 池井豊君 |
| 4番 | 浅野一志君 | 12番 | 関根一義君 |
| 5番 | 熊倉正治君 | 13番 | 泉田壽一君 |
| 7番 | 川崎昭夫君 | 14番 | 小池真一郎君 |
| 8番 | 松原良彦君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|-----------------|------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 副町長 | 小日向 至 | 町民課長 | 鈴木和弘 |
| 教育長 | 丸山 敬 | 保健福祉課長 | 吉澤深雪 |
| 総務課長 | 今井 薫 | 会計管理者 | 吉澤 宏 |
| 地域整備課長 | 土田 覚 | 教育委員会
事務局 局長 | 福井 明 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 中野幸作 |
| 書 記 | 渡辺絵美子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午後1時30分 開 議

議長（渡邊正策君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、よって定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第2号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 承認第6号 専決処分（平成26年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告について

議長（渡邊正策君） 日程第1、承認第6号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいております。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を申し上げます。

承認第6号 専決処分（平成26年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告についてであります。審査の結果は承認でございました。

説明では、7月の8日から9日にかけての豪雨に対しての必要経費を災害復旧費として新たに項目を設けて、7月9日付けで専決処分をされたというものでございました。

歳出の関係では、道路関係で11カ所、河川とか水路の関係で5カ所の復旧経費や資材、重機の借り上げ、あるいは上野地区での小規模崩壊防止工事の補助金というようなものが入っておりましたし、公共施設の関係ではYOU・遊ランドに落雷があり、自動火災報知機が壊れたということで、修繕料の補正も入っておりましたが、質疑の中では、YOU・遊ランドの落雷による保険の適用はないのかという質問がありましたが、全額保険適用になる見込みであるが、金額が確定していないので、

確定したら改めて歳入に計上したいという答弁がありました。

以上でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

承認第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第2 議案第29号 田上町長の給与の特例に関する条例の制定について

日程第3 議案第30号 田上町税条例の一部改正について

日程第4 議案第31号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第5 議案第32号 田上ごまどう温泉関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長（渡邊正策君） 日程第2、議案第29号から日程第5、議案第32号までの4案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を申し上げます。

議案第29号 田上町長の給与の特例に関する条例の制定について、審査の結果は原案可決でございました。

議案第32号 田上ごまどう温泉関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、審査の結果は原案可決でございました。

議案第29号の町長の給与の特例に関する条例の制定であります。町長が起こした交通事故の責任に対して給与を10月から12月までの3カ月間20%減額するという条例の制定でありましたが、主な質疑の中では、給与を3カ月間20%減額する根拠は何か、期末手当に影響しないようにしたのはなぜかとの問いがございまして、政治的、道義的責任としての減額であったと。県の町村会にも確認したが、前例がなかった。あるいは6月の新潟県知事の20%1カ月の減額というようなこと、あるいは長岡市長も交通事故を起こしているが、処分は何もなかったというようなこと、職員に当てはめれば10%1カ月か、文書による処分というようなもので、町長は職員とは違うというようなことを参考として決めたという答弁でございました。

それと、期末手当に影響しないことについては、一時的な減額であって、通常であれば反映しないのが一般的であるというような答弁がございました。あるいは業務でのイレギュラーな対応はどうであったのかというような問いでは、マスコミ対応等はあったが、業務にはそれほど支障はなかったというような答弁もありました。

討論では、賛成・反対それぞれありましたが、討論では期末手当に反映されないことに町民からの批判もあり、反対をするという意見、それと前例のない事故ということで、そういう意味では反対ということなのでしょうが、騒ぎ過ぎで、いじめのようで、いいかげんに幕引きをすべきだというようなことで賛成するというような意見もございました。

賛成多数で原案可決ということになりました。

それと、議案第32号、ごまどう温泉関連施設の条例の関係であります。来年1月より指定管理者による管理となるため、関係する条文の改正、それと入館料をそれぞれ100円値上げをするというようなものが主な改正点でありましたが、質疑の中では入館料の値上げの理由は何か、値上げによって入館者が減るのではないか、他施設との料金比較ではどうなのかというような問いがございましたが、灯油など光熱水費の値上がりが一番大きいというようなこと、それと指定管理者の応募の中で出された事業計画の中では入館料の値上げが条件となっていたというようなこと、他施設の比較では900円とか1,000円というような施設もあるということで、それほど大幅なものではないと考えているというような答弁でございました。

審査の結果は、原案可決でございました。

以上でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 川崎昭夫君登壇）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） それでは、社会文教常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

議案第30号 田上町税条例の一部改正について、審査の結果、原案可決です。

続きまして、議案第31号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について、これも審査の結果、原案可決です。

議案第30号、議案第31号とも、それぞれ地方税法の改正されたことに伴うものでありまして、特段委員会の中では意見はございませんでした。ただ、一部注目されたのは田上町税条例の一部改正の中で、軽自動車税の改定でありました。この改定は、昭和59年以来の改定であり、内容の一部を報告いたしますと、原動機付自転車で総排気量0.05リットルを超えるもの、0.09リットル以下のものを年額2,000円、総排気量0.09リットルを超えるものは年額2,400円、4輪以上の軽自動車で、乗用車のもので営業用は6,900円、自家用は1万800円、貨物用のもので、営業用は3,800円、自家用は5,000円に改定されるものであり、平成27年4月1日から施行される説明でした。

以上で報告終わります。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。川崎委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第29号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

2番（椿 一春君） この条例制定についてなのですが、私は反対ということで意見を討論させていただきたいと思っております。

今回、新聞報道によって町長の給料減額20% 3カ月というものが9月議会に提案されるといことで新聞報道されました。町民の方からなのですが、きのう新聞見たよと言って、町長のこと、20%の3カ月減額だねというようなことをよく言われました。私、まだ決まったわけではありませんので、ところでご意見聞かせてもらえませんかということで、減額って適当だと思いますか、少ないですか、多いですかという3択で質問したのですが、いや、少ないねという回答が多く、このように少ないねということがやっぱり多かったのと、あと委員長の説明にもあったのですが、期末手当には反映しないというただし書きはいかがなものかなと思います。

一方、減額の部分と自分の公約実現のためにこれから町政精いっぱい頑張ると宣言されておりますが、国道403号線のバイパスは国、県とは物すごく強いパイプがあると思うのですが、今一番の問題は新潟市の対応がもっと重要だと思われま。新潟市の協議についても重要なことでもありますので、今後の動きを注目していきたいと思います。

それで、私としては金額については佐藤町長の誠意あるものだとはいえませんが、もうちょっとすばらしい男気というものを示してほしかったです。よって、男気が欠如していることと、町民の意を受けて、この条例制定には反対の立場で意見を申し上げます。

以上です。

11番（池井 豊君） 賛成の立場から討論いたします。

私は、罪にふさわしい罰というものがあると思っております。今回のこの町長の減給3カ月というのは非常に重過ぎる、前例のない重い罰だと思っております。そういう意味では、私はこの条例案には反対だと思うのですが、しかし田上町にとって利益、不利益ということを考えると、いつまでもこの問題をマスコミに取り上げられたりすることが田上町にとって決して利益のあることだとは思いません。こちらで幕引きを図り、新たな道を進んでいくという、そのほうが田上町にとって利益があるものと思いますので、今回の条例案には賛成いたします。

議長（渡邊正策君） ほかにありますか。ほかにございませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。本案は起立採決といたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（渡邊正策君） 起立賛成者多数であります。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第32号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第33号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について

日程第7 議案第34号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について

議長（渡邊正策君） 日程第6、議案第33号及び日程第7、議案第34号の2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 議案第33号の付託案件審査の報告を申し上げます。

審査の結果は原案可決でございました。

歳入歳出それぞれ1億2,122万2,000円を追加するというものでありましたが、歳入の中では地方交付税の増額、あるいは湯っ多里館のリニューアルに伴う経費に充てる観光施設整備基金からの繰入金、あるいは介護保険特別会計への繰り入れ、あと26年度に予定した本田上・才歩線の工事費や本田上・横場線の歩道設計業務委託が国の25年度補正で認められたということで、それに伴う交付金や起債の減額が主なものでありましたが、歳出のうちでは総務費で社会保障・税番号制度システム整備の委託料あるいは下吉田公民館の補修に伴う補助金、労働費では平成21年から23年度にかけて実施をしたかぐやの里事業での県補助金の返還金等がございました。

それと、農林水産業費では林道護摩堂線での橋梁の点検業務委託、それと湯っ多里館関係では温泉のしゅんせつ、それとリニューアルということで改修工事費などがありましたが、質疑の中は主には湯っ多里館関係の質疑が多くございまして、温泉のしゅんせつは3年ほど前にも行っているが、こう早くしゅんせつをしなければならぬというのは補償問題になるのではないかというような問いがありましたが、3.11の地震以降、湯出量やスケールの付着等で以前より温泉井戸が相当変化しているというような答弁がありました。それと、改修工事では11月から12月にかけて予定をするということで、12月末までには完了したいというような説明がありました。

それと、土木費では歳入のほうでも申し上げましたが、26年度に予定した工事費が25年度の補正で認められたということで、それらの経費の減額がありました。

以上で全会一致で原案可決ではありましたが、討論がありまして、湯っ多里館の改修工事の関係で、今後職員の採用に当たってはもっと専門性を持った職員も採用するべきでないかというような意見もございました。

以上が審査の結果でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、
ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 川崎昭夫君登壇)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 続きまして、社会文教常任委員会の付託案件審査
の報告を行います。

議案第33号 平成26年度田上町一般会計補正予算(第3号)議定についての中、
2款総務費2項、3款民生費、4款衛生費、10款教育費であります。主な内容と
質疑を報告いたします。

3款の民生費の児童福祉総務事業では、臨時職員の6人分の職員手当である説明
でございました。これに対して、アルバイトで保育の仕事をやりたいという大学生
がいたら雇ったらどうかという質疑がありまして、執行側から夕方4時から6時の
間は人的に手薄となるので、大学と連携の中で中央短大と協議を開きました。前向
きに検討することになっているとの答弁でありました。

それから、4款衛生費ですが、10月1日から2つのワクチンが定期予防接種に追
加されます。1つは、水ぼうそう予防接種、これは無料です。対象年齢は、1歳か
ら3歳未満で、3カ月以上の間隔を置いて2回接種することだそうです。もう一つ
は、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種です。この予防接種の費用は町が一部助成し
ますが、自己負担が4,640円です。対象年齢は、27年4月1日までに65歳、70歳、75歳
から100歳までの5歳刻みの年齢の方及び101歳以上の方の該当するものであるとい
う説明がありました。

審査の結果、原案可決です。

続きまして、議案第34号ですが、同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第1
号)議定について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ577万3,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,677万3,000円とする内容で、特に質
疑はなく、原案可決です。

以上で報告を終わります。

議長(渡邊正策君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。川崎委員長、
ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

議案第33号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- | | | |
|---------|---------|-------------------------------|
| 日程第 8 | 認定第 1 号 | 平成 2 5 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 認定第 2 号 | 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 0 | 認定第 3 号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 1 | 認定第 4 号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 2 | 認定第 5 号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 3 | 認定第 6 号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 4 | 認定第 7 号 | 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 5 | 認定第 8 号 | 同年度田上町水道事業会計決算認定について |

議長（渡邊正策君） 日程第8、認定第1号から日程第15、認定第8号までの8案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査をいただきました。

審査の結果について決算審査特別委員長の報告を求めます。

（決算審査特別委員長 椿 一春君登壇）

決算審査特別委員長（椿 一春君） これより平成25年度決算審査特別委員会の委員会報告を申し上げます。

本委員会は、9月8日開催された本会議におきまして、全議員13名をもって設置され、認定第1号から認定第8号までの8案件の審査を付託されたものであります。

その後、9月16日から9月18日までの3日間、適正に予算が執行されているか、期待された行政効果が得られているか、さらには今後改善する点はないかなどに主眼を置き慎重に審査を行いました。その概要と結果を報告いたします。

まず、平成25年度の決算概況であります。当年度の一般会計の歳入決算額は49億2,745万5,166円で、予算現額に対する収入率は99.6%でありました。歳出決算額は、47億9,201万2,076円で、予算現額に対し、支出率は96.9%であります。歳入歳出差し引き額は1億3,544万3,090円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を引いた実質収支は1億2,616万7,000円の黒字であります。特徴的な点としては、今年度は歳入4億5,000万円、前年度に対して10.1%、歳出は4億3,000万円、10%の増となっております。

歳入については、国庫支出金の社会資本整備交付金の3億円の増額ですとか、地域活性化の地域元気の出る交付金で約1億4,000万円の増と、これはアベノミクスの経済対策として国の補正予算による交付でありました。

歳出につきましては、ハード的事業のもので幼稚園の増築工事、それからあじさいトンネル、旧称五明寺トンネルですが、そのトンネルの改修工事、各道路の補修整備ですとか、この調査の空調設備の入れかえを行ったなどが25年度の決算でありました。

決算の結果なのですが、認定議案第1号から認定議案第8号の8案件は原案どおり認定でありました。

次に、審査の過程で主な質疑ですとか意見などを集約してご報告いたします。質問の件数については68件、町長への総括質疑では2件ありました。その総括質疑の第1件目は、酪農、林業に関する質問であり、酪農家への町の支援が少ないのでは

ということで、本当においしい肉なので、しろねポークのようなブランド化の支援や、今、道の駅的なものを考えておりますが、加工品の取り組みなどの支援をしてはいかがという質問に対し、田上のブランド化への後押しはしなければならないという回答でありました。あと、林業に関しては、独自の林業施策を立て、間伐材のペレット化などを検討してはの質問に対し、現状では林道が狭く、木を運び出せるような状態ではないということと、ペレット化に関しては今後も検討を進めていきたいという回答でありました。

次に、2件目の総括質疑であります。保健福祉課と教育委員会の共同事業で、メタボリック対策の事業を以前は行って、血液検査を行った後、2カ月のプログラムの後、再度、血液検査を行い、運動による体の変化がわかるとてもすばらしい事業をやっていたが、今後も継続してはいかがという、そういった質問に対し、回答は25年度はスッキリ運動という名称を変更して、改め実施してまいりました。以前は国保連会の助成事業として22から24年度は血液検査などを実施しておりました。また、対象は40歳以上の生活習慣予防としての事業を続けていくとの回答でありました。

あと、主だった質問の中では、何件かありますので紹介します。歳入に関してなのですが、ふるさと納税の控除などが優遇され、自治体によっては積極的に取り組んでいる。当町では、今後どのように考えるのかという質問に対し、33件ふるさと納税の納税があります。一律3,000円程度のお米等のお礼の品を送っております。今後金額に応じて3段階にお礼の品を分けていきたいというふうに考えております。あと、ふるさと納税に対して目標金額は特に定める考えはないという説明でありました。

それから、消防団のライフジャケットについてなのですが、水害の発生時の対策として整備してはという考え方の質問に対してですが、平成25年度に20着、平成26年度、今年度は35着整備しているので、順次計画的に行うという説明がありました。

次に、農業関係なのですが、担い手や生産者の組織化を図ったり、湯っ多里館直売所との関係を作り、道の駅構想を準備しての考えの意見に対して、商工会青年部との意見交換を行ったとの説明がありました。

それから、農地・水・環境保全対策事業についてなのですが、総額約2,000万円くらいの活動団体への支援金が交付されているが、活動実施後の報告は適切に行われているかの質問に対し、実績の報告はまとまっているので、実績報告の形で開催したいという説明がありました。

それから、あじさいトンネルの開通後、町民の評価はどうかという質問に対し、トンネルは立派になったが、狭くなった感じがする。また、交通ルールを守らないドライバーがいるので、対面通行など危険なので、シグナルの設置などを検討していくとの説明がありました。

それから、幼稚園関係なのですが、幼稚園の未満児クラスを増設したが、少子化対策や増築の民間の保育園の施設などの検討は今後どのように考えているかという質問に対し、未満児の受け入れは今後も課題があります。都心部ではワンルームマンションを活用したり、空き家を活用して取り組んでいるという実例があります。あと、病児保育では、指定のお宅に預けるベビーシッターのような方法を今都心部のほうではとっているのですが、1カ所に集めるといろいろな規定があるので、1人預かるのは比較的運営が緩やかなものでできるので、今後検討していきたいという説明がありました。

あと、もう一件ですが、教員住宅の入居実績に対して、田上のほうで2室、羽生田で1室入居者がいるということで、あいている部屋が多いので、町営アパートのように有効活用するような意見が出されました。

以上、かいつまんで一般質問の一部を報告いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（渡邊正策君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

（今、これ認定だとか、そういう報告は。審査結果の報告していないのではないのの声あり）

決算審査特別委員長（椿 一春君） しました。

（したの声あり）

議長（渡邊正策君） しました。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。椿委員長、ご苦労さんでございました。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、認定第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案

は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案

は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

最後に、認定第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時16分 休 憩

午後2時30分 再 開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 請願第5号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願について

日程第17 請願第6号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願について

日程第18 請願第7号 所得税法第56条廃止の意見書を国に上げることに
関する請願について

議長（渡邊正策君） 日程第16、請願第5号から日程第18、請願第7号までの3案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 総務産経常任委員会の請願の審査報告を申し上げます。

請願第6号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願であります。審査の結果は賛成多数で趣旨採択という結論に至りました。請願に賛成も請願に反対という者もありましたが、結果として賛成多数で趣旨採択という結果になりました。

議論の中では、今年産米の仮渡金の価格の暴落の問題やら、あるいは減反で当町は減反未達成の町村の中に入っているというような問題、あるいは担い手の不足の問題、それと主食用米から飼料米への転換ということで、極端に言えばコメはもう食べるなというようなものでないかというような話もありましたが、そういった問題、それと米粉の問題など議論されましたが、最終的に趣旨採択ということでございましたが、今後の問題として、根本的な対策としてはコメの消費拡大を図るのが一番ではないかというような意見で皆さんは一致をしたところもありましたが、今後そういうコメの消費拡大について議会としても活動していくべきでないかというような話もございました。

結果として、趣旨採択ということで決しました。

以上でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、
ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 川崎昭夫君登壇）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 続きまして、社会文教常任委員会に付託された請願について報告いたします。

請願第5号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の提出を求める請願でございますが、審査の結果は採択ということに決しました。

紹介議員であります川口議員より説明をいただきました。この請願は、毎年9月の定例会議に提出されているもので、依然として公立との格差が生じていると、こういった状況を是正するための請願であります。これに対して、毎年採択されているのに、何回も提出するのはいかなるものかというような意見がありました。

続きまして、請願第7号ですが、所得税法第56条廃止の意見書を国に上げることに関する請願でございますが、審査の結果は継続審査ということに決しました。

これも紹介議員であります川口議員より説明いただいた後、質疑、討論の中で、廃止されたらどんな利点があるか、低所得者の条件を悪くするのではないかとといったような質疑がありましたが、それに対する質疑の問題点が解消されないため、継続審査と決しました。

以上で報告終わります。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。川崎委員長、
ご苦労さまでございました。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、請願第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員

長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、請願第5号は委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、請願第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

9番(川口與志郎君) この請願についての総務産経常任委員会委員長の報告についての反対討論をさせていただきます。

これは、今年作付の日本の、そして町内の生産者米価が急速に下落している現状に鑑み、政府は緊急に対策を立て実行してほしいという請願です。その意見書を田上町議会が政府宛てに出してほしいということでもあります。この請願は、緊急の過剰米処理を求めるということですので、緊急の対策と中長期の対策は分けて考える必要があります。全国的に生産者米価が急落していますが、新潟米も過去最低水準になっています。報道によりますと魚沼産コシヒカリは初めて2万円を切り、1万8,500円の値をつけました。一般地区コシヒカリも、田上を含むものですが、前年を1,300円下回り、玄米1俵1万5,000円で、過去最低の水準となっています。この状況について泉田県知事は、現場の悲痛な思いと言っています、を受けとめて、対応すると表明していますが、私たち議会も座視できないのではないかと思います。

主食のコメの需要と供給の調整、そして価格の安定を図るのは政府の重要な役割です。コメの過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給調整を行い、緊急に対策を実施することを求めます。農民運動全国連合会、農民連は、その対策として政府の責任による過剰米の市場隔離対策を実施すること、過剰米の市場隔離対策です。それから、生産調整の5年後の廃止方針を撤回し、政府がコメの需給と価格の安定に責任を持つコメ政策を実現することの2点を求めています。過剰米の市場隔離対策について、既に政府は動き出しています。農水省は、古くなった備蓄米を新米に交換することを明言しています。米穀安定確保支援機構は、この8月、民間からの買い取りを決めた昨年産の余剰米35万トンのうち25万トンを5年を越える政府備蓄米と交換すると発表しています。もう10万トン上積みすれば25年分の余剰米をコメ市場に出さないで済むこととなります。コメの在庫を市場から隔離するという点で有効な方法です。緊急対策の一つとして米価の下落に歯どめををかけることができることとなります。先日の田上の総務産経常任委員会のこの件での議論で、増えつつある過剰米、在庫がたまっていますが、それを古米の政府備蓄米と交換するのはお金をどぶに捨てるようなものだという意見がありました。5年も経過した

古米の政府備蓄米は主食用にはできないものであり、非主食用米、加工用米とか飼料用米などに有効活用されます。どぶにお金を捨てることというのは当たりません。コメの減反政策はいずれやめる。今年から減反補助金を半額にするという政府の方針は無理があります。この方針は撤回すべきだと思います。

先日の常任委員会では、中長期の農家の収入の確保を図るために消費の拡大が大切であることが強調され、異論はありませんでした。常任委員長の報告どおりです。町としてコメの消費拡大のキャンペーンをしてはいかがでしょうか。また、農業の6次産業化、これについてももっともっと強くしっかり取り組んでほしいというのが常任委員会が出された意見であります。産業振興課は、もっともっとこのために力を割いてほしいものと思います。

委員長の報告は、この請願を多数決により趣旨採択にするということですが、趣旨の認識で前進です。一致したということは前進です。しかし、何も行動を起こさないということは遺憾です。事は緊急を要します。この請願をぜひ採択していただきたいと思います。

以上です。

8番（松原良彦君） 反対意見が出ましたので、私は趣旨採択に賛成の立場から討論を述べさせていただきます。

今回、政府による緊急の過剰米処理を求める請願書の内容を個人的に検討した上で、どうしても次の2点について納得がいかないので述べさせていただきます。

1つ目として、請願団体の農民運動新潟県連合会、略して新潟農民連と呼ぶかもしれませんが、など今の今まで公の場で聞いたことがない。昔あった小作争議や日農、そのような人たちを思い出させられます。そして、この農民連の後ろにどうしてもある政党が加味しているとなると、その結果には自主減反に対して100%をしていない人たちがどうしてもその影が映ってまいります。つけ加えて言えば、今年田上町の個人への自主減反割り当て率はおおむね38%、約4割近い数字を町が割り当てています。その4割近くを減反している皆さんは大豆やソバ、野菜に転換して転作しております。主食米、おコメを作ることができれば既存の農機具経費、労力がどんなに少なくても済むか、考えてみれば一目同然でございます。さらに、転作のため新しい高額な農機具の機械の出費をしているのも事実でございます。これは、大変大きな負担になっております。

2つ目として、田上町は今、新潟県20市6町4村の中でも自主減反8未町村がありますが、その一角にいます。そんな中において農民連がこの請願書で書かれてい

る政府の責任で過剰米処理を緊急に行えとはとても言える立場ではございません。少なくとも減反は100%同じ市町村として達成して、土俵の中で対等の立場で話し合うことが、これが筋が通る話というものではないでしょうか。この請願項目の中にどうしたら主食用コメが余らなくなるか、また価格の安定方法などつけ加えなかったのか、自分たちの主張も入れてもらいたかったわけでございます。

加えて、もう一言言わせてもらおうと、この請願書の中で言われている経営所得安定対策費の半減や価格変動補填交付金も廃止されました。この2項目は、現在の農家経営にとっても大変ありがたい補助金でした。この項目の復活を強く政府に訴えるなど、農家の窮状も訴えたり、その点を考慮しましたが、この請願に対して心から賛同できず、趣旨採択と私はしました。

以上でございます。

議長（渡邊正策君） ほかにございますか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第6号の採決を行います。本案は起立採決といたします。

本請願に対する委員長報告は趣旨採択であります。本請願は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（渡邊正策君） 起立賛成者多数であります。よって、請願第6号は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。

最後に、請願第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は継続審査であります。本請願は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、請願第7号は委員長報告のとおり継続審査と決しました。

暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。

午後2時49分 休憩

午後2時50分 再開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長（渡邊正策君） 先ほどの請願の採択に伴い、お手元に配付のとおり発委第3号学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書が提出されました。

お諮りいたします。ただいま提出されております発委第3号につきましては、日程に追加し、追加日程として直ちに審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの案件については日程に追加し、追加日程として直ちに審議することに決しました。

追加日程第1 発委第3号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書について

議長（渡邊正策君） 追加日程第1、発委第3号を議題といたします。

提案者、社会文教常任委員長の説明を求めます。

（社会文教常任委員長 川崎昭夫君登壇）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） それでは、今ほど採択をいただきました発委第3号、請願第5号ですが、学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書（案）につきましては、先ほど配られた書面どおりですけれども、今回も依然として公立との格差が生じていることから、1つ、私立高校生への就学支援金制度を拡充すること。2つ目、私立高校への経常費助成を増額・拡充することの内容を提出するもので、提出先は内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長に。

それから、もう一枚は、1つ、私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること。2つ目、私立高校への経常費助成を増額・拡充することの内容で、新潟県知事に、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。皆様のご賛同をお願いいたします。

終わります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。川崎委員長、ご苦労さまでした。

これより討論及び採決を行います。

発委第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案どおり決し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、発委第3号は原案どおり決し、意見書を関係機関に提出することに決しました。

日程第19 議員派遣の件について

議長(渡邊正策君) 日程第19、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第129条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

日程第20 閉会中の継続調査について

議長(渡邊正策君) 日程第20、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

佐藤町長からのご挨拶をお願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 9月8日から本日までの15日間にわたりまして提案いたしました8案件、専決処分1件、それから議案7件でございますが、また平成25年度の決算審査、一般会計並びに特別会計の審査を受けました、それぞれご決定をいただきまして、大変ありがとうございました。特に決算審査では、延べ68件のご質問をいただきまして、それぞれ貴重なご意見でございますので、またそのご意見を生かしながら26年度、また来年度、しっかりした行政運営をしていきたいと、こう思っております。本当に長丁場になりましたが、大変ご苦労さまでございました。

また、先般議会期間中に全協をお願いしました仮称ではありますが、生涯学習センターの全協をお願いいたしまして、それぞれまたいろいろご意見いただきまして、私ども計画を今また重ねて、12月議会までに数回の全協を開かせていただきまして、皆さんからのご意見を頂戴できればと、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

長丁場大変ご苦労さまででした。ありがとうございました。

議長（渡邊正策君） これをもちまして平成26年第4回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年9月22日

田上町議会議長 渡 邊 正 策

田上町議会議員 椿 一 春

” 議員 有 川 り え 子

別紙

平成26年 第4回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第2号 平成26年9月22日（月） 午後1時30分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1	承認第6号	専決処分（平成26年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告について	承認
第2	議案第29号	田上町長の給与の特例に関する条例の制定について	原案可決
第3	議案第30号	田上町税条例の一部改正について	原案可決
第4	議案第31号	田上町国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
第5	議案第32号	田上ごまどう温泉関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
第6	議案第33号	平成26年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について	原案可決
第7	議案第34号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について	原案可決
第8	認定第1号	平成25年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	認定
第9	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第10	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第11	認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第13	認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第14	認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第15	認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	認定
第16	請願第5号	「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願について	採択
第17	請願第6号	政府による緊急の過剰米処理を求める請願について	趣旨採択
第18	請願第7号	所得税法第56条廃止の意見書を国に上げることに關する請願について	継続審査
追加 日程 第1	発委第3号	学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書について	原案可決
第19		議員派遣の件について	決定
第20		閉会中の継続調査について	決定
		閉会	